



令和9年度(2027年度) 入園のしおり



申請受付期間

申込月	申込期間		受付場所／受付時間
	オンライン	窓口	
4月一次	10月28日(水) ～ 11月4日(水)	10月28日(水) ～ 11月13日(金)	■市役所 4階保育幼稚園課 (土日祝除く) 午前8時30分～午後5時まで ■市民部拠点事務所 (土日祝除く) 浅川、由木、元八王子、北野 午前9時～午後4時まで
4月二次	1月15日(金) ～ 1月22日(金)	11月15日(日) ～ 1月29日(金)	
5月	4月8日(木)	4月15日(木)	■南大沢事務所 (土祝除く) 午前10時～午後5時まで
6月	5月7日(金)	5月14日(金)	
7月	6月8日(火)	6月15日(火)	■八王子駅南口総合事務所 (土祝除く) 平日：午前10時～午後7時まで 日曜日：午前10時～午後5時まで
8月	7月8日(木)	7月15日(木)	
9月	8月6日(金)	8月13日(金)	
10月	9月8日(水)	9月15日(水)	
11月	10月8日(金)	10月15日(金)	
12月	11月8日(月)	11月15日(月)	
1月	12月8日(水)	12月15日(水)	
2月			
3月			

※ 郵送(一次のみ)申込期間：10月28日(水)～11月4日(水) 必着 詳しくはP.23をご参照ください。

※ オンライン申請(申込月が5月以降)は、申込期限の翌日から20日までは、受付を原則停止します。

クラス年齢早見表

クラス	生年月日
0歳	令和8年(2026年)4月2日～
1歳	令和7年(2025年)4月2日～令和8年(2026年)4月1日
2歳	令和6年(2024年)4月2日～令和7年(2025年)4月1日
3歳	令和5年(2023年)4月2日～令和6年(2024年)4月1日
4歳	令和4年(2022年)4月2日～令和5年(2023年)4月1日
5歳	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日

※ 0歳児クラスの申込みについては、P.16をご参照ください。

結果通知発送予定日

4月一次：令和9年1月20日(水)
4月二次：令和9年2月19日(金)
5月から1月：入園希望月の前月23日頃
2月から3月：令和10年1月中旬頃



オンラインで「入園申込み」ができます

オンライン
申請なら

休日、夜間でもお申込みができます。詳しくは25ページをご確認ください

注意

- ※ オンライン申請は窓口申請より申込期限が早くなっています
- ※ 以下に該当する場合は、オンライン申請ができません
 - 八王子市外の保育施設への申込み
 - 八王子市外にお住まいの方の申込み
 - マイナンバーカードをお持ちでない方

八王子市子ども家庭部 保育幼稚園課

〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1

電話：042-620-7369 Fax：042-621-2711

子育て応援サイトのご案内



入園申請に係る情報をまとめて掲載しています。
募集人数やボーダー表のリンクもこちらから確認できます。

八王子市の一部の保育施設では、Web 上で見学予約ができます。
詳細は子育て応援サイトをご覧ください。



パソコンから



スマートフォンから

八王子市子育て応援サイト



幼児教育・保育無償化



無償化に係る情報をまとめて掲載しています。
無償化対象施設の一覧や施設等利用給付認定、無償化に係る申請書などを確認できます。

一時的な預かり



一時保育や年末保育、病児・病後児保育やファミリー・サポート・センターなど、一時的な預かりサービスに係る情報をまとめて掲載しています。

保育施設「在園のしおり」



お子様が保育施設に在園している際、必要となる手続き等をまとめた冊子が掲載されています。

目次

第1章 認可保育施設の入園申込	2
1-1.入園までの流れ	2
1-2.保育の必要性の事由と教育・保育給付認定	4
1-3.入園の申込みにあたって（入園相談・募集人数・見学）	6
1-4.提出書類の配布	11
1-5.提出書類の確認・記入方法	12
1-6.入園（転園）の申込	22
1-7.申込みの希望変更・取下げ	27
1-8.申込み時の注意点	28
1-9.八王子市外の保育施設への申込み	31
1-10.八王子市外にお住まいの方の申込み	32
1-11.入園決定となった方	34
1-12.入園保留（待機）となった方	36
第2章 利用調整について	37
2-1.利用調整について	37
2-2.保育所等利用調整基準指数表	38
第3章 認可保育施設について	42
3-1.認可保育施設とは	42
3-2.市立保育園について	45
第4章 利用者負担額（保育料）と副食費について	46
第5章 幼児教育・保育の無償化について	48
第6章 直接契約の施設について	50
第7章 その他の保育制度	54
 保育施設一覧	58

第1章 認可保育施設の入園申込

1-1.入園までの流れ

4月の入園申込

入園相談
P.6

保育施設の入園についてのご相談は、市窓口（保育幼稚園課または八王子駅南口総合事務所）や電話（保育幼稚園課のみ）で随時行っております。

4月募集のみ、相談会場を設置し、個別の相談会を行います。

選択・見学
P.7

希望の保育施設を決めるために、入園申込の前に必ず入園申込をするお子様と一緒に見学をしてください。

書類確認
P.12

申込書類に不明な点がある場合は、電話による問い合わせや追加書類をお願いする場合があります。

入園申込
P.22

＜一次募集申込期間＞

窓口受付：令和8年（2026年）10月28日（水）～11月13日（金）

オンライン：令和8年（2026年）10月28日（水）～11月4日（水）

郵送受付：令和8年（2026年）10月28日（水）～11月4日（水）

利用調整
P.37

保育施設の受入れ人数に応じて、保護者の希望を市が定める基準に基づき調整し、利用する保育施設を決定します。

入園決定
P.34

入園保留
P.36

利用調整結果を送付します

一次募集結果送付予定：令和9年（2027年）1月20日（水）

一次募集の結果発送後に欠員がある場合は、二次募集を行います

二次募集申込締め切り：令和9年（2027年）1月29日（金）

二次募集結果発送予定：令和9年（2027年）2月19日（金）

※二次募集における郵送受付は行いません

説明会・面談

入園決定した保育施設から、入園の案内があります。
面談や健康診断などを受けてください。

入園

保育施設でのお子様の保育が始まります。
徐々に環境に慣れていただくため、各保育施設では慣らし保育を行います。

利用者負担額
（保育料）決定

利用者負担額（保育料）の決定通知書が送付されます。

（4月15日頃までに送付予定）

※市内在住の全てのお子様の保育施設利用者負担額（保育料）が無償となっています。

5月以降の入園申込

入園相談
P.6

保育施設の入園についてのご相談は、市窓口（保育幼稚園課または八王子駅南口総合事務所）や電話（保育幼稚園課のみ）で随時行っております。

選択・見学
P.7

希望の保育施設を決めるために、入園申込の前に必ず入園申込をするお子様と一緒に見学をしてください。

書類確認
P.12

申込書類に不明な点がある場合は、電話による問い合わせや追加書類をお願いする場合があります。

入園申込
P.22

各月の締め切りは、入園希望月の前月15日です。

（土日、祝日の場合は、直前の本庁開庁日）

ただし、2・3月入園の締め切りは、令和9年（2027年）12月15日（水）です。

※ 郵送での受付は行いません

利用調整
P.37

保育施設の受入れ人数に応じて、保護者の希望を市が定める基準に基づき調整し、利用する保育施設を決定します。

利用調整結果を送付します（毎月23日頃、発送予定）

保留（待機）となった場合、申込は令和9年度中（令和10年（2028年）3月入園分）まで有効となり、毎月利用調整を行います。

結果通知の発送は、以下の3点いずれかに該当する月に送付します。

- ・申込があったとき
- ・希望園や保育の必要性の事由の変更を行ったとき
- ・入園が決定したとき

入園決定
P.34

入園保留
P.36

説明会・面談

入園決定した保育施設から、入園の案内があります。
面談や健康診断などを受けてください。

入園

保育施設でのお子様の保育が始まります。
徐々に環境に慣れていただくため、各保育施設では慣らし保育を行います。

利用者負担額
（保育料）決定

利用者負担額（保育料）の決定通知書が送付されます。
（入園する月の15日頃までに送付予定）

※市内在住の全てのお子様の保育施設利用者負担額（保育料）が無償となっています。

1-2. 保育の必要性の事由と教育・保育給付認定

(1) 保育の必要性の事由

保育施設を利用するためには、保護者に就労等の保育を必要とする事由があり、下表の要件を満たしていることが条件となります。

事由	要件
就労	月 48 時間以上の就労が常態であること
求職活動、就労内定	求職活動を常態としていること、又は就労することが内定していること
妊娠・出産	出産のため保育を必要としていること
疾病	入院、常時病臥、精神疾患又は感染症の疾病、特定疾病、その他週 1 日以上通院かつ自宅安静が必要であり、保育を必要としていること
障害	身体障害者手帳もしくは療育手帳（愛の手帳）の交付を受けていること、又は前記の障害と同等以上であり保育を必要としていること
介護・看護	同居親族・保護者からみて二親等以内の長期入院等親族、又は保護者からみて一親等の別居親族の介護・看護（月 48 時間以上）のために保育を必要としていること
就学 (学校等合格を含む)	月 48 時間以上の就学又は職業訓練等が常態であること
災害復旧	災害（火災・風水害・地震等）の復旧により、保育の必要性が認められること

※ その他、保育の必要性が特別に認められる場合を除き、上記に該当しない事由で保育施設へ入園申込をすることはできません。

※ 買い物やリフレッシュ等で一時的に保育を利用したい場合は、P.54「その他の保育制度」を参照してください。

(2) 教育・保育給付認定

認可保育施設を利用する場合、事由に応じた教育・保育給付認定が必要となります。教育・保育給付認定は、保育の必要性の事由及び保護者の状況により、利用時間・認定期限が異なります。

認定の区分

認定区分	対象となる子ども	対象施設
1号認定 教育標準時間認定	教育を希望する満3歳以上の就学前の子ども	新制度移行幼稚園 認定こども園（教育部分）
2号認定 保育認定	保護者が就労や疾病等により、保育を必要とする満3歳以上の就学前の子ども	保育園 認定こども園（保育部分）
3号認定 保育認定	保護者が就労や疾病等により、保育を必要とする満3歳未満の子ども	保育園、認定こども園（保育部分） 家庭的保育、小規模保育、事業所内保育

※ 3歳の誕生日を迎えた際、自動的に3号認定から2号認定へと切り替わります。

※ 1号認定（教育標準時間認定）は、保育の必要性の事由は必要ありません。

保育必要量に応じた区分

2号認定・3号認定（保育認定）は、保護者の就労状況等に応じ保育必要量が「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。保育標準時間と保育短時間は、保育利用時間が異なります。

区分	保育利用時間	保護者の状況
保育標準時間	1日最大 11 時間	・ 原則、週 30 時間以上の就労、就労内定、介護・看護、就学（学校等合格を含む） ・ 妊娠・出産 ・ 疾病、障害 ・ 災害復旧、社会的養護
保育短時間	1日最大 8 時間	・ 週 30 時間未満の就労、就労内定、介護・看護、就学（学校等合格を含む） ・ 求職活動 ※在園中に下の子の育児休業を取得した場合も「保育短時間」となります。

※ 週 30 時間未満の就労であっても、通勤・勤務時間等の事情で保育施設の保育時間を超える場合、保育標準時間に該当する可能性があります。

※ 保育利用時間は、各施設で設定時間が異なります。

※ 各区分の保育利用時間は、**最大で利用できる時間**です。実際の利用時間は、各世帯の保育を必要とする時間によって変わるため、園から説明を受けた上で、面談により決定していくこととなります。

有効期限

以下の事由は、下表のとおり有効期限付きの認定となることがあります。

事由	有効期限
月 48 時間未満の就労 介護・看護、就学	3 か月
求職活動、就労内定 就学（学校等合格）	3 か月
妊娠・出産	出産予定月の 2 か月後の末日まで
疾病	病気等が治癒する月又は治療が終了する月の末日まで
介護・看護	介護・看護の事由が消滅（治癒・施設入所等）する月の末日まで
就学	学校等の卒業又は修了予定の月の末日まで

期限付きの教育・保育給付認定となった方は、要件を満たしていることの確認できる書類（就労証明書等）を提出し、教育・保育給付認定の変更手続きをする必要があります。

なお、**妊娠・出産**事由で入園決定した場合、**有効期限月の末日**で必ず**退園**となります。

変更手続きの**期限**は、変更を希望する月の前月 **15** 日（土日、祝日の場合は、直前の本庁開庁日）です。月途中の変更はできません。

1-3.入園の申込みにあたって（入園相談・募集人数・見学）

（1）入園相談のご案内

八王子市では、保育施設等の利用を検討されている方へ、入園申込の相談や保育サービスの情報提供を行い、利用に向けて支援をする「利用者支援事業」を行っています。

入園相談

保育施設入園についてのご相談は、**平日の窓口や電話で随時受け付けています。** ※予約不要

利用者支援事業（保育コンシェルジュ）のご紹介

ご家庭の事情や希望に応じて、必要とする保育サービスの情報提供や相談、助言を行う専門員の「保育コンシェルジュ」が、保護者の保育施設等の利用をサポートします。



利用者支援事業

【相談場所と相談日時】

- 保育幼稚園課入所担当（八王子市役所本庁舎 4 階）

日時：月曜日から金曜日（土日、祝日を除く）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

場所：窓口または電話（042-620-7369）

- 八王子駅南口総合事務所子ども担当

日時：月曜日から金曜日（土日、祝日を除く）までの午前 10 時 00 分から午後 5 時まで

場所：窓口のみ

入園相談会

4 月申込は、初めて申込みをされる方も多いため、以下の期間に入園相談会を行います。※予約不要

開催日	時間	場所
10 月 11 日（日）	10:00～16:30	八王子駅南口総合事務所
10 月 18 日（日）	10:00～16:30	南大沢事務所

※事前に入園のしおりを一読願います。

入園に係る Q & A

子育て応援サイトにて、よくある質問を掲載しております。

八王子市子育て応援サイト



ホーム>シーンから探す>保育園・幼稚園・認定こども園>入園の手続き>入園に係る Q&A について

(2) 希望保育施設の選択

希望の保育施設を決めるにあたり、事前に以下の点を必ず確認してください。

- 受入可能な年齢・月齢
- 開所時間・延長保育実施の有無および延長保育時間
- 施設の所在地

「保育施設一覧」(P.58～)の施設詳細を確認し、通園可能かも含め検討したうえでお申込みください。

受入れ年齢・クラス(学年)

各保育施設には、受入れ可能な年齢が設定されています。

クラス年齢早見表

クラス	生年月日
0歳	令和8年(2026年)4月2日～
1歳	令和7年(2025年)4月2日～令和8年(2026年)4月1日
2歳	令和6年(2024年)4月2日～令和7年(2025年)4月1日
3歳	令和5年(2023年)4月2日～令和6年(2024年)4月1日
4歳	令和4年(2022年)4月2日～令和5年(2023年)4月1日
5歳	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日

※ 出生前・0歳児の申込についてはP.16をご覧ください。

(3) 募集人数の確認

子育て応援サイトにて、以下の期間で募集人数を公開します。

4月一次募集：入園のしおり配布日(令和8年10月中旬頃)～令和8年11月13日(金)まで

4月二次募集：令和9年1月22日(金)夕方以降～令和9年1月29日(金)まで

5月以降の募集：原則、前月1日～申込締切日まで

※ 2・3月の募集人数の公開はありません。

※ 5月～1月申込における締切日までの最新の募集人数は、保育幼稚園課へ
問い合わせください。



募集人数

ボーダー表

ボーダー表とは、過年度4月の利用調整において、入所決定した世帯の最低利用調整指数及び希望順位を表すデータです。ボーダー表には、地域の保育需要(地域の未就学児童人口)等の要因が影響しています。あくまでも参考としてご覧ください。

右記の二次元コードから確認してください。



重要！

(4) 希望保育施設への見学

毎年、「開所時間が合わない」「施設の雰囲気や保育方針が合わない」「思うような利用ができない」などの理由で退園・転園となる事例があります。申込み前に各保育施設に連絡のうえ、必ずお子様と一緒に見学し、利用時間や保育方針など、家庭で重視する事項をご確認ください。

見学の予約をしましょう



自宅周辺や通勤経路等から通園可能な保育施設が絞れたら、保育施設の見学予約をしましょう。一部の保育施設では、Web 上で見学予約ができます。詳細は、子育て応援サイトを参照してください。



パソコンから

八王子市子育て応援サイト



ホーム>シーンから探す>保育園・幼稚園・認定こども園>入園の手続き>希望施設
の選択・見学について



スマートフォンから



希望施設の選択・見学について

見学に行きましょう



見学をすることで、各保育施設の保育方針や保育環境、登園にかかる時間や保育施設までの距離の感じ方等を知ることができます。

入園を希望するお子様と一緒に見学をしてください。



これから出産するお子様の入園申込をする場合

出産前に保護者の方のみで入園を希望する保育施設を見学してください。

既に兄弟姉妹が在園している、または過去に見学をしたことがある場合

保育施設へ連絡し「兄弟姉妹が在園中」「過去に見学したことがある」等を相談の上、改めて見学が必要か確認してください。

※園によっては、お子様ごとに見学が必要な場合があります。

見学時の確認事項をまとめた「園見学チェックリスト」を P.57 に掲載しています。
見学の際にご活用ください。



見学の際、確認をしましょう



園生活で注意が必要なことを伝え、受入れの可否を確認

アレルギーや宗教食、障害のあるお子様、保育時に配慮が必要なお子様など、生活の中で注意が必要なことについては、事前に保育施設へ詳細を伝えましょう。

アレルギーおよび宗教食

基本的に除去食や代替食での対応を行います。お弁当の持参など保護者にご協力をいただく場合もあります。また、保育施設の在園児のアレルギー対応状況等により、受入れの可否は変わります。申請書には、お子様のアレルギー等に係る正確な情報を記載してください。

障害のあるお子様

障害のあるお子様の受入れの多くは「集団保育が可能であり医療的行為の必要がないこと」を条件にしていますが、各保育施設により異なります。原則、保育施設における与薬は行っておらず、障害の程度やクラスの状況、保育士の配置等により受入れができない場合があります。

入園希望の場合、お子様と一緒に全ての希望保育施設と面談をし、受入の可否を確認してください。



保育施設利用における重要事項等を確認

施設運営の方針、保育時間、実費徴収の金額、緊急時や非常災害時の対応方法など、保育施設の選択に資する重要事項について、事前に確認してください。

保育利用時間および延長保育

P.5 で示した保育必要量に応じた保育利用時間は、最大で利用できる時間です。実際の利用時間は、各世帯の保育を必要とする時間によって変わるため、園から説明を受けた上で、面談により決定していくこととなります。また、延長保育は全ての施設で実施しているわけではなく、利用条件や料金も異なります。見学時に必ず園へ確認してください。

土曜保育

利用にあたっては、園での申込み時に書類の提出が必要になる場合があります。利用を希望する方は、見学時に必ず園へ確認してください。

慣らし保育

慣らし保育の期間や時間は、お子様の年齢により異なりますので、見学時に必ず園へ確認してください。

認可保育施設を希望している保護者の皆様へ

各施設では、それぞれ施設の特徴を活かした保育を行っています。

保育施設ではお子様のしつけや学習に関する全てのことを行うことはできません。各家庭と保育施設がそれぞれの役割を果たすことにより、お子様の健全な成長が得られます。保育施設での子ども同士の「かわりあい」や様々な活動は、お子様にとって欠くことのできないものです。日常の保育について、お子様の健康と安全を守るため、十分な配慮のもと保育にあたりますが、思いがけず怪我をしたり怪我をさせたりする場合があります。

以上が起り得ることを十分にご理解いただいた上で、申込みをしてください。また、以下のことに留意してください。

感染拡大防止にご協力ください。

感染拡大防止のため、お子様に発熱や咳等の症状がみられる場合は登園を控えましょう。

保育施設は集団生活を行う場です。クラス閉鎖・臨時閉園等、感染症拡大防止のための措置等についてご理解とご協力をお願いします。



保育施設での決まりをお守りください。

保育施設は保護者との信頼関係により、大切なお子様をお預かりします。より良い保育の提供・運営のため、保護者の方は施設の決まりについてご理解とご協力をお願いします。なお、次の行為は保育の運営に支障となりますのでご遠慮ください。

- ・ 備品や設備等の損壊
- ・ 無許可での物品販売やビラの配布
- ・ 事業の斡旋
- ・ 大声や大音量の音楽
- ・ インターネット等を利用した施設への誹謗中傷 等

保育施設の利用について

保育施設の保育方針等により、施設の利用に関するルールやお約束が異なります。細かな方針について、保育施設から保護者の方へ書面等でお知らせすることとなりますので、ご確認・ご理解のほど、よろしく願いいたします。

1-4. 提出書類の配布

申込書等は、次の窓口と子育て応援サイトで配布しています。

窓口で配布

申込書等	配布場所
教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書（3枚つづり）	・市役所本庁舎4階 保育幼稚園課 ・浅川事務所 ・館事務所 ・由木事務所 ・由木東事務所 ・南大沢事務所 ・元八王子事務所 ・恩方事務所 ・川口事務所 ・加住事務所 ・北野事務所 ・由井事務所 ・石川事務所 ・八王子駅南口総合事務所
就労証明書	
スケジュール表	
希望変更届	・市役所本庁舎4階 保育幼稚園課 ・市民部拠点事務所 - 浅川事務所、由木事務所、元八王子事務所 - 北野事務所 ・南大沢事務所 ・八王子駅南口総合事務所
保育施設利用申込取下書兼辞退届 兼教育・保育（施設等利用）給付認定申請取下書	
転入誓約書	

子育て応援サイトからダウンロード



パソコンから

八王子市子育て応援サイト



ホーム>シーンから探す>保育園・幼稚園・認定こども園>入園の手続き>認定や入園申込等に係る書類>令和9年度



スマートフォンから



認定や入園申込等に係る書類

1-5.提出書類の確認・記入方法

(1) 教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書

教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書は3枚がセットになっています。

- ① 教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書（裏面：家庭状況票）
 - ② 同意書
 - ③ 家庭状況に関する提出書類等確認表（裏面：子ども状況票）
- 世帯ごとに1部の申込書が必要となり、兄弟姉妹で書類を分ける必要はありません。
 - 年度の異なる申請を同時にする場合、年度ごとの申込書を準備してください。
 - 該当する項目（個人番号を含む）を全て記入してください。

(2) 保育の必要性を証明する書類

保護者それぞれに、以下の保育の必要性を証明する書類が必要となります。

同年度内に転園等で改めて申込みをする場合、その都度必要な書類を提出する必要があります。既に提出済の書類は、コピーでも受け付けできる場合がありますので、提出前に書類のコピーを取ることをお勧めします。なお、必要書類はそれぞれに有効期限があります。有効期限を過ぎたもの（例：証明日が申請日から3か月以上経過した就労証明書等）は受付ができませんので、注意してください。

事由	必要書類
就労・内定	就労証明書（市が指定したもの）（3か月以内に発行したもの） ※保育所入園までに転職することが確実かつ、現職から1か月以内に転職をする場合は、現職の就労証明書及び転職先の就労証明書（内定）が必要となります。
妊娠・出産	母子手帳（保護者の氏名と分娩予定日がわかるページ）のコピー
疾病	・通院日数と保育が困難な状況が具体的に記入された診断書（3か月以内発行の原本） ・難病医療費等助成の医療券等のコピー ・精神障害者保健福祉手帳のコピー（八王子市に住民登録がある場合は省略可） 上記いずれか1点が必要となります。
障害	・身体障害者手帳のコピー ・療育手帳（愛の手帳）のコピー 上記いずれか1点が必要となります。（八王子市に住民登録がある場合は省略可）
介護・看護	・介護保険被保険者証のコピー ・通院日数が記入された診断書（3か月以内発行の原本） ・身体障害者手帳のコピー ・療育手帳（愛の手帳）のコピー ・精神障害者保健福祉手帳のコピー 上記いずれか1点が必要となります。 ・スケジュール表
災害復旧	市へ問い合わせください。
求職活動	求職活動を常態としていることがわかる書類（ハローワークの受付票のコピーや紹介状のコピー等）
就学	・在学証明書（原本）又は 学生証のコピー（両面） ・スケジュール表
就学（学校等合格）	・合格通知書等のコピー ・スケジュール表

（３）保護者や家庭の状況により必要な書類

保育の必要性を証明する書類とは別に、保護者や家庭の状況に応じて提出が必要となる書類があります。下記の保護者・家庭の状況を参考に、該当する場合は必要書類をご確認ください。

保護者・家庭の状況	必要書類
裁量労働制（研究職等）	スケジュール表
自営業をしている	4月～8月入園希望者→令和7年分所得申告分の確定申告書（第一表および第二表）のコピー 9月～3月入園希望者→令和8年分所得申告分の確定申告書（第一表および第二表）のコピー ※個人事業主の方は提出が必要です（八王子市民を含む）。
妊娠している	母子手帳のコピー（保護者の氏名と分娩予定日がわかるページ）
離婚を前提に別居中 ※P.30も参照してください。	・離婚調停中（裁判）を証明する書類（呼出状等のコピー） ※夫婦関係調整事件（離婚）のものに限る。 ・別居の申立書（住民票の異動ができない方のみ）
生活保護世帯	・生活保護受給者証のコピー（生活保護担当課が発行したもの） （八王子市で生活保護を利用している場合は、提出不要）
保護者に障害がある	・身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）、又は精神障害者保健福祉手帳のコピー （八王子市に住民登録がある場合は省略可）※申請書裏面「家庭状況」に障害名等を記入
世帯のお子様に障害がある	・お子様の通院日数が記入された診断書の原本 ・通所受給者証のコピー ・国民年金の障害基礎年金受給者証書のコピー ・小児慢性特定疾病医療受給者証のコピー ・身体障害者手帳のコピー ・療育手帳（愛の手帳）のコピー ・精神障害者保健福祉手帳のコピー ・特別児童扶養手当証書のコピー 左記4点は、対象児童が八王子市に住民登録がある場合、省略可 上記いずれか1点が必要となります。
保育士資格を有する	・保育士証のコピー ※市内の認可保育所・認定こども園又は地域型保育事業に保育士として復職予定又は内定している方のみ
八王子市に転入をする予定がある	・転入誓約書 ・不動産の売買（賃貸借）契約書等のコピー ※契約者名（保護者名）、住宅等の所在地、引渡し予定日（賃貸借期間）が確認できるもの
【4月～8月入園申込希望者】 令和8年1月1日時点で八王子市に住民票がなかった	・令和8年度（2026年度）住民税（非）課税証明書の原本 （ <u>所得額</u> 、所得控除額、税額控除額、被扶養者人数、市（区・町・村）民税額が記載されているもの）※利用調整に係る重要な書類です。必ず期日までに提出してください。
【9月～3月入園申込希望者】 令和9年1月1日時点で八王子市に住民票がなかった	・令和9年度（2027年度）住民税（非）課税証明書の原本 （ <u>所得額</u> 、所得控除額、税額控除額、被扶養者人数、市（区・町・村）民税額が記載されているもの）※令和9年6月頃から発行可能となります。 ※利用調整に係る重要な書類です。必ず期日までに提出してください。 【提出期限】 4月から8月の入園保留により9月以降も入園希望の方…令和9年（2027年）8月13日 9月以降の申込の方…入園希望月の申込期限（例月15日）※土日、祝日の場合、直前の本庁開庁日 2月、3月申込の方…令和9年（2027年）12月15日
市民税の申告が済んでいない	八王子市役所・財務部住民税課で早急に申告をしてください。
日本国内に住民登録がなかった	・海外在住時の「給与支払証明書」又は「所得申立書」
郵送申請をする ※4月一次のみ	・父、母、申請児童の個人番号確認書類及び本人確認書類のコピー （例）個人番号カード（個人番号確認書類と本人確認書類を兼用） 個人番号が記載された住民票（個人番号確認書類）と免許証（本人確認書類） 等

第1章 認可保育施設の入園申込

(4) 申請書の書き方

書類は全てボールペンで記入してください。(鉛筆・消せるペン等の使用不可)
訂正する場合は、二重線で見え消し訂正をしてください。(修正液・修正テープの使用不可)

第2号様式(第3条関係)

記入漏れ注意(申請年月日)

申請日: 令和9年 〇月 〇日

八王子市長 殿

令和9年度 教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書

次のとおり教育・保育給付認定を申請し、保育施設の利用を申込みます。
なお、八王子市が教育・保育給付認定の審査及び利用者負担額(保育料)の算定に必要な場合は、個人番号(マイナンバー)により世帯及び同居世帯員の住民税課税台帳、児童扶養手当受給状況、生活保護利用状況及び世帯情報等を閲覧すること並びにその情報に基づき決定した利用者負担額、副食費の免除に関する事

記入漏れ注意(保護者氏名)

保護者氏名: 八王子 △子

2

保育利用年月

令和9年4月~小学校入学まで(病気治療・介護終了・就学終了・出産予定日の2か月後)の月末まで

受付印

3

住所

〒192-8501
八王子市××町〇丁目〇〇番〇号

自宅電話番号

042-000-0000

3

保護者

保護者1(通知の宛先・保育料納付義務者)

フリガナ

氏名

生年月日

個人番号

携帯電話番号

保護者2

フリガナ

氏名

生年月日

個人番号

携帯電話番号

4

申請に係る子ども

フリガナ

氏名

生年月日

個人番号

認定区分※

申込項目

現在の保育状況

フリガナ

氏名

生年月日

個人番号

認定区分※

申込項目

現在の保育状況

5

希望保育施設名

第1希望

第2希望

第3希望

第4希望以降(順位を付けて記入)

☆☆☆保育園

×××保育園

〇〇〇こども園

④▽▽▽保育園(見学日10/27)

☆☆☆保育園

×××保育園

〇〇〇こども園

④▽▽▽保育園(見学日10/27)

⑤×××保育園(見学日11/2予定)

6

兄弟で申込みをする場合の希望条件

①同時に同じ保育施設の入園を希望する場合

②上記で「いいえ」を選択した場合

全員が同時にいくつかの園に入園できる場合

希望順位が下位でも同じ保育施設を希望する

各子どもごとの希望順位での利用を希望する

4/1時点の年齢を記入

4/1時点で0~2歳:3号に✓
4/1時点で3~5歳:2号に✓

記入漏れ注意(見学日)

申請日時点で未見学の場合は、「見学予定日」でも可

第4希望以降の保育施設の見学日も記入してください

第4希望以降は、希望の順に番号を記入してください

14

① 保護者氏名

申請年月日と申請者の氏名を記入してください。

② 保育利用年月

希望月の1日付の入園となり、月途中の入園はできません。

- 就労、障害…原則、「小学校入学まで」に○をつけてください。
- 出産、疾病、介護・看護、就学…各事由に基づく期限に○をつけてください。（事由はP.5を参照）

③ 保護者

保護者1欄に記入された保護者に対して、保育施設関連の通知及び利用者負担額（保育料）の請求が行われます。

④ 申請に係る子ども

- 今回、保育施設利用申込を行うお子様のみを記入してください。
- 出生前児童は、児童の名前又は「名字 ベビー」と記入します。出生前申込みの詳細については、P.16「出生前・0歳児申込」を参照してください。
- 年齢は令和9年4月1日時点で記入します。
- 認定区分は0～2歳までのお子様が3号、3～5歳までのお子様が2号となります。認定区分の詳細については、P.4「（2）教育・保育給付認定」を参照してください。
- 申込項目
新 規：新たに保育施設の入園を申し込む場合
転 園：在園児が、別の保育施設に移ることを希望する場合
実施替：市外から転入し、在園中の保育施設への通園を継続希望する場合
市 外：八王子市外の保育施設を申し込む場合

⑤ 希望する保育施設名及び保育施設見学日

- 入園を希望する保育施設を、希望順に記入してください。
- 第4希望以降、希望する施設が多く、書ききれない場合は、別紙に記入し添付してください。
- 各保育施設の見学日を記入してください。なお、申請日時点で見学が済んでいない場合は、保育施設へ見学の予約をした「見学予定日」を記入してください。

⑥ 兄弟姉妹で申込をする場合の希望条件

同時に2人以上の申込みをする場合の条件を選択します。

P.16「兄弟姉妹の申込の希望条件について」を参考にして、希望条件を選択してください。

出生前・0歳児申込

お子様の出産予定日が申込期限後の場合でも、申込みができます。

- 申請書には、児童の名前又は「名字 ベビー」と記入してください。
- 出生届と住民票の手続きをした後、保育幼稚園課へ連絡又は手続きをしてください。その際、お子様の「出生日」「名前」「性別」「健康状態」を伺います。
結果通知は手続き後送付します。
- 4月入園の対象になるのは、令和9年2月3日までに生まれたお子様です。それ以降に出生された場合は、自動的に5月入園以降の対象児童となり、再度選考となります。

0歳児クラスの入園可能な生年月日

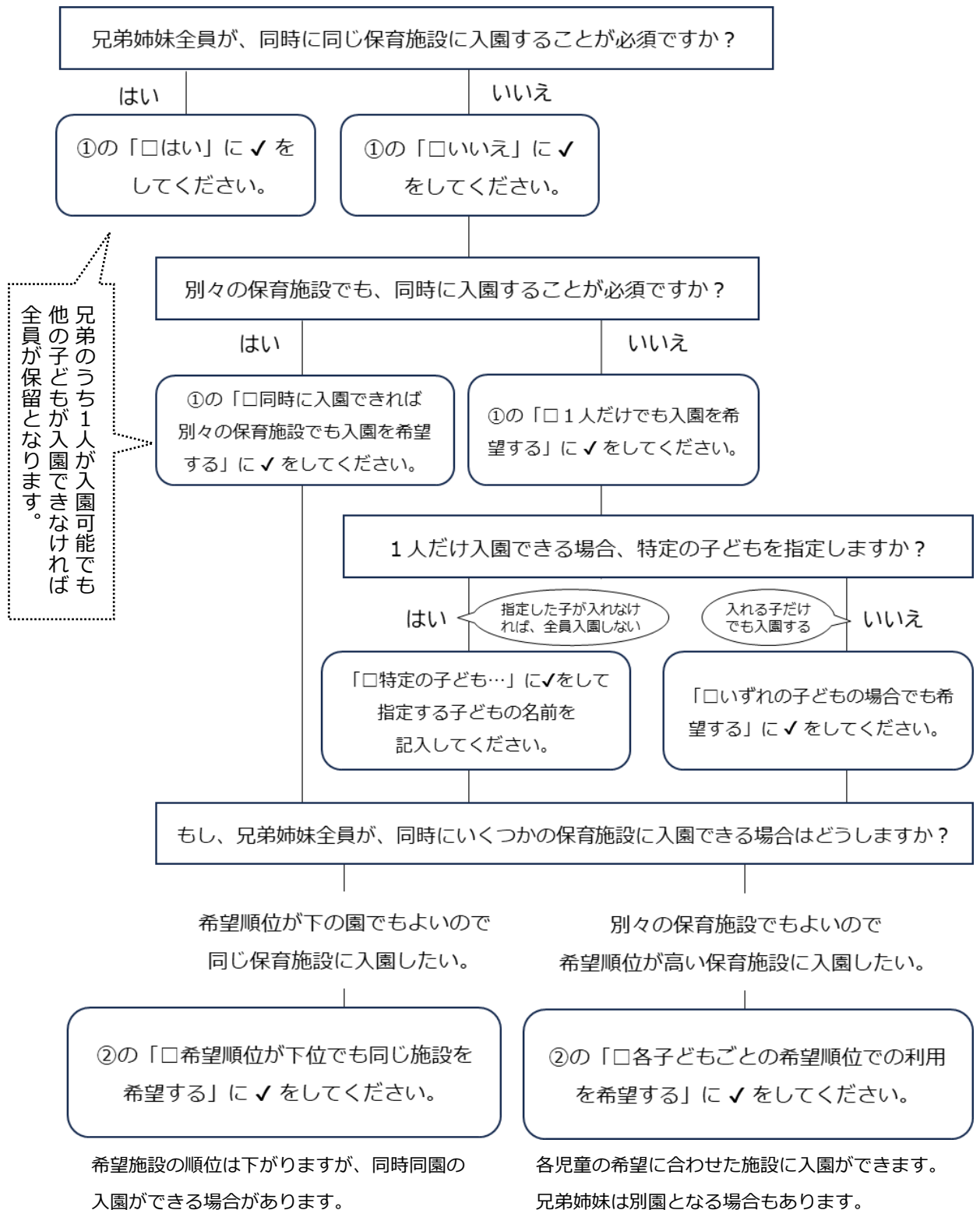
生年月日	入園可能な月
～令和9年（2027年）2月3日	令和9年（2027年）4月から
～令和9年（2027年）3月5日	令和9年（2027年）5月から
～令和9年（2027年）4月5日	令和9年（2027年）6月から
～令和9年（2027年）5月5日	令和9年（2027年）7月から
～令和9年（2027年）6月5日	令和9年（2027年）8月から
～令和9年（2027年）7月6日	令和9年（2027年）9月から
～令和9年（2027年）8月5日	令和9年（2027年）10月から
～令和9年（2027年）9月5日	令和9年（2027年）11月から
～令和9年（2027年）10月5日	令和9年（2027年）12月から
～令和9年（2027年）11月5日	令和10年（2028年）1月から
～令和9年（2027年）12月6日	令和10年（2028年）2月から
～令和10年（2028年）1月4日	令和10年（2028年）3月から

兄弟姉妹申込の希望条件について

同時に2人以上の申込みをする場合の条件を選択します。

希望条件の書き方

1. 各子どもの希望保育施設を、希望順に書いてください。
2. フローチャートを参考に、「兄弟姉妹で申込をする場合の希望条件」を選択してください



フローチャート以外の希望がある場合は、右図のように希望する全ての組み合わせ・希望順位を記入した別紙を申請書に添付の上、提出してください。

	▲美（姉）	●太（弟）
第1希望	☆☆☆保育園（9/12）	☆☆☆保育園（9/12）
第2希望	×××保育園（9/13）	×××保育園（9/13）
第3希望	○◇□こども園（11/1予定）	○◇□こども園（11/1予定）
第4希望	▽▽▽保育園（10/27）	▽▽▽保育園（10/27）
第5希望		×☆○保育園（11/2予定）
上記のとおり希望します。		
上記以外の入園決定は希望しません。		
八王子 △子		

第1章 認可保育施設の入園申込

家庭状況票

1 家庭状況

保育を必要とする事由を○で囲み、右欄に内容等を記入して下さい。

父親		母親	
事由	内容	事由	内容
就労	勤務先名称：◆○▼株式会社 勤務先所在地：××県××市××町○-○-○ 就労時間：9時00分～18時00分 育児休業：年 月 日まで取得中	就労	勤務先名称：□●△商店 勤務先所在地：八王子市××町○-○-○ 就労時間：9時00分～17時00分 育児休業：R○年○月○日まで取得中
求職※	1 求職活動中 2 就労内定あり：記入漏れ注意(事由の○印)	求職※	1 求職活動中 2 就労内定あり：年 月 日就労開始予定
出産		出産	分娩(予定)日：年 月 日
疾病	傷病名： 病院名： 区分：通院・入院 上記の期間：年 月 日～年 月 日	疾病	傷病名： 病院名： 区分：通院・入院 上記の期間：年 月 日～年 月 日
障害	障害名： 等級：種 級、度	障害	障害名： 等級：種 級、度
介護	被介護者： 保護者からみた続柄： 病名・障害名： 等級：種 級、度 同居・別居：同居・別居 介護の頻度：常時・週5日以上・週3日以上	介護	被介護者： 保護者からみた続柄： 病名・障害名： 等級：種 級、度 同居・別居：同居・別居 介護の頻度：常時・週5日以上・週3日以上
就学	区分：通学制・通信教育課程 就学先名称： 就学期間：年 月 日～年 月 日	就学	区分：通学制・通信教育課程 就学先名称： 就学期間：年 月 日～年 月 日
災害復旧	区分：震災・風水害・火災・その他() 災害発生日：年 月 日 災害の状況：	災害復旧	区分：震災・風水害・火災・その他() 災害発生日：年 月 日 災害の状況：
不存在	理由：離婚・未婚・死亡・遺棄・ 離婚調停別居中・その他() 時期：年 月 日	不存在	理由：離婚・未婚・死亡・遺棄・ 離婚調停別居中・その他() 時期：年 月 日

2 希望する保育必要量を、○で囲んでください。

希望する保育必要量 保育標準時間(最大11時間) ・ 保育短時間(最大8時間)

※保育を必要とする事由等によっては、希望する保育必要量とならない場合があります。

3 同居者を記入してください。

- ① 世帯分離等に関わらず、同一住所に居住している場合は記入
② 生計を同一にしている単身赴任等の父母や税法上の被扶養者は、同居していなくても記入
※ 氏名の後に(別居)と記載し、職業等の欄に住所を記入

申請児童を除いた保護者及び同居者を記入

記入漏れ注意(同居の祖父母・兄弟姉妹等)

氏名	続柄	生年月日	年齢 (R9.4.1現在)	職業/学校名・学年/ 保育園等在籍施設	障害等
八王子 ◇夫(別居)	父	平成○年○月○日	○○	××県××市××町○-○-○	有(無)
八王子 △子	母	平成○年○月○日	○○	パート	有(無)
八王子 ●郎	兄	令和○年○月○日	○	▽▽▽幼稚園	有(無)
八王子 ★江	祖母	昭和○年○月○日	○○	無職	(有・無)
		年 月 日			有・無
		年 月 日			無

申請児童から見た続柄を記入

記入漏れ注意(障害等の有無)

① 家庭状況

父母双方の「保育を必要とする事由」に○をつけてください。

※ 保育の必要性を証明する書類（P.12 参照）の添付がない場合、求職活動休止中とみなします。（障害と一部の疾病要件を除く）

複数の事由に該当する場合

それぞれの欄に○をつけ、必要な書類を添付してください。審査の上、最も指数が高くなる事由で利用調整を行います。

就労事由と出産事由が重複している場合

就労中または育児休業中で出産を控えていて、事由が重複している場合は、「就労」または「出産」のいずれか一つに○をつけてください。

詳しくは P.29「就労事由と出産事由が重複している場合」を参照してください。

父母のいずれかが不存在の場合

父又は母が死亡や離婚等の理由で不存在の場合は、該当の理由とその時期を記入してください。詳しくは P.30「父母のいずれかが不存在の場合」を参照してください。

② 希望の保育必要量

希望の保育時間を選択します。求職活動中は希望に関わらず短時間認定となります。P.5.「保育必要量に応じた区分」を参照してください。

③ 同居者

- 入園を希望するお子様以外の同居者を記入してください。
- 世帯分離等に関係なく、同一住所に居住している方を全て記入してください。
- 生計を同一にしている単身赴任等の父母や、婚姻関係（離婚調停中別居含む）にある別居の父母、税法上の被扶養者については、同居していなくても記入が必要です。該当する場合は、名前の後に「（別居）」と記入し、職業欄に住所を記入してください。
- 同居者の人数が多い場合、欄外又は別紙に記入してください。

障害等の記入

次の項目に該当する在宅障害児(者)がいる場合は、「有」を○で囲んでください。

- ・「身体障害者手帳」「療育手帳(愛の手帳)」又は「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けた方
- ・「特別児童扶養手当」の支給対象児童
- ・「国民年金の障害基礎年金」の受給者

様式3

子ども状況票

お子様の状況について、正確に記入してください

1

お子様の氏名	八王子 ▲美	八王子 ●太	
出生時体重	2940 g	3000 g	g
首のすわり	4 か月頃 ・ 未	5 か月頃 ・ 未	か月頃 ・ 未
歩行開始	1 才 3 か月頃 ・ 未	1 才 4 か月頃 ・ 未	才 か月頃 ・ 未

2

区分	項目	あり	なし	「あり」の場合に記入してください	あり	なし	「あり」の場合に記入してください	あり	なし	「あり」の場合に記入してください
発育状況	気になること	☒	☐	視覚・聴覚・ <u>言語</u> ・運動能力 知的能力・その他 ()	☐	☒	視覚・聴覚・言語・運動能力 知的能力・その他 ()	☐	☐	視覚・聴覚・言語・運動能力 知的能力・その他 ()
	慢性疾患	☐	☒	病名： 薬名： 服薬 (朝 ・ 昼 ・ 夜)	☒	☐	病名： <u>気管支喘息</u> 薬名： <u>〇〇〇〇〇</u> 服薬 (朝 ・ 昼 ・ <u>夜</u>)	☐	☐	病名： 薬名： 服薬 (朝 ・ 昼 ・ 夜)
健康状態	けいれん	☒	☐	1 歳頃 1 回 <u>かんしゃく時</u> (高熱時 ・ 平熱時 ・ <u>その他</u>)	☐	☒	歳頃 回 (高熱時 ・ 平熱時 ・ その他)	☐	☐	歳頃 回 (高熱時 ・ 平熱時 ・ その他)
	アトピー性皮膚炎	☐	☒	服薬 ・ 塗布 (朝 ・ 昼 ・ 夜) 薬名：	☒	☐	服薬 ・ 塗布 (<u>朝</u> ・ 昼 ・ <u>夜</u>) 薬名： <u>〇〇〇〇〇</u>	☐	☐	服薬 ・ 塗布 (朝 ・ 昼 ・ 夜) 薬名：
	アレルギー	☐	☒	アレルギーあり 卵 ☒ 牛乳 ☐ ナッツ類 ☐ 大豆 ☐ 小麦 ☐ その他 ()	☐	☒	アレルギーあり 卵 ☐ 牛乳 ☐ ナッツ類 ☐ 大豆 ☐ 小麦 ☐ その他 ()	☐	☐	アレルギーあり 卵 ☐ 牛乳 ☐ ナッツ類 ☐ 大豆 ☐ 小麦 ☐ その他 ()
	<u>アレルギーがある食品に チェックをしてください。</u>									
	医師の指示書	☐	☒	【詳細記入欄】に記入してください	☐	☒	【詳細記入欄】に記入してください	☐	☐	【詳細記入欄】に記入してください
通院・相談	医療機関等への通院又は相談 (発達相談を含む)	☐	☒	傷病名： 病院名又は施設名： 通院 (通所) 回数： (週 ・ 月) 回	☐	☒	傷病名： 病院名又は施設名： 通院 (通所) 回数： (週 ・ 月) 回	☐	☐	傷病名： 病院名又は施設名： 通院 (通所) 回数： (週 ・ 月) 回
	障害者手帳	☐	☒	障害名： 等級： 種 級、 度	☐	☒	障害名： 等級： 種 級、 度	☐	☐	障害名： 等級： 種 級、 度
経験	集団保育	☒	☐	施設名： ×××保育園	☐	☒	施設名：	☐	☐	施設名：
調査	保留(待機)となった 場合の保育予定	認定こども園(1号)利用 (□☆○こども園利用予定)		育児休業延長による 父母保育						

3

4

5

6

7

8

【詳細記入欄】 健診・検査結果や発達の状況 (身体・知的・言葉など) について気になる点または宗教上などの理由により制限されている食べ物がありましたら具体的に記入してください。

▲美:「靴を持ってきて」等の簡単な指示が通らず、行動に移すのに時間がかかります。けいれんは、医師から「問題ない」と言われています。

加熱した卵黄は食べられます。卵白・未加熱の卵黄は食べられないので除去が必要です。

●太:激しい運動の前後は注意して見ていただき、咳が出た時は休ませてもらえると安心です。喘息・アトピー共に園での服薬はありません。

障害や発達の遅れ、アレルギーなど、児童の状況によっては入園できない場合があります。必ず事前に入園を希望する全ての保育施設の見学をしてください。障害や発達の遅れなどを確認するために入園後、市による巡回発達相談を実施する場合があります。

子ども状況票に記入した項目については
必ず見学時に保育施設へ共有してください。

① お子様の氏名

入園（転園）申請をするお子様のみの氏名を記入してください。

出生時体重・首のすわり・歩行開始については、母子手帳等を参考に記入してください。明確に覚えていない場合は、おおよその数値・時期を記入してください。

② 発育状況

お子様の発育について気になることがあれば「あり」にチェックをし、視覚・聴覚等の該当箇所に○をしてください。その他や詳細は⑧へ具体的に記入してください。

※ 発育状況について、園生活で気になることがある場合は、⑧へ具体的に記入してください。

③ 健康状態

慢性疾患、アトピー性皮膚炎

該当する場合は、「あり」にチェックをし、詳細を記入してください。

けいれん

過去にけいれんをおこしたことがある場合は、「あり」にチェックをし、必ず「年齢」「回数」「どのような状況でけいれんを起こしたか」の詳細を記入してください。

状況が「その他」に該当する場合は、余白に具体的な状況を記入してください。

アレルギー

該当する場合は、「あり」にチェックをし、詳細を記入してください。

※ 健康状態について、園生活で気になることがある場合は、⑧へ具体的に記入してください

④ 医療機関等への通院又は相談（発達相談を含む）

お子様について、医療機関等への通院又は相談（発達相談を含む）をしている場合は、「あり」にチェックをし、詳細を記入してください。

※ 通院・相談について、園生活で気になることがある場合は、⑧へ具体的に記入してください。

⑤ 障害

お子様が障害者手帳をお持ちの場合は、記入してください。

⑥ 経験

お子様に集団保育の経験がある場合は、記入してください。

⑦ 調査

お子様が保留（待機）となった場合のお子様の保育予定を記入してください。

（例）育児休業を延長（父母保育）、認可外保育施設利用、認定こども園（1号）利用、在園施設継続 等

⑧ 気になる点等具体的に記入してください。

- 上記の発育状況や健康状態等の中で、日常生活で気を付けていること・園生活での配慮が必要なことがある時は、ここに詳細を記入してください。
- 園生活を送る上で気になる・心配なことがあれば、その詳細を記入してください。
- 宗教上の理由による食事の配慮が必要な場合は、ここに詳細を記入してください。

1-6.入園（転園）の申込

提出書類の確認

P.12 の提出書類をよく確認して、必要な書類が揃っているか必ず確認してください。

個人番号（マイナンバー）の番号確認書類および本人確認書類

「行政手続きにおける特定の個人を識別するため番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）に基づき、教育・保育給付認定申請の手続きをする際は、申請者及び子どもの個人番号（マイナンバー）の記入が必要です。併せて、「番号確認」及び「本人確認」も必要となります。

「番号確認」とは・・・正しい個人番号が記載されているかの確認

「本人確認」とは・・・個人番号の持ち主であることの確認

【個人番号確認書類】 次のいずれか1点

- ・ 個人番号（マイナンバー）カード
- ・ 個人番号の通知カード（カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る）
- ・ 個人番号記載の住民票の写し、または、住民票記載事項証明書

【本人確認書類】 次の〈ア〉または〈イ〉

〈ア〉顔写真つき：次のいずれか1点

個人番号カード、運転免許証、パスポート、障害者手帳、在留カード など

〈イ〉顔写真なし：次のいずれか2点

資格確認書、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 など

窓口申込：申請書類に書かれた保護者及び申込児童の「**個人番号確認書類**」と

窓口申請にきた申請者の「**本人確認書類**」を提示

オンライン：申請書類に書かれた保護者及び申込児童の「**個人番号確認書類**」の

画像を添付（本人確認書類は不要）

郵送申込：申請書類に書かれた保護者及び申込児童の「**個人番号確認書類**」と

申請者の「**本人確認書類**」の写しを添付

代理人による申込み

代理人（親権者以外）が窓口で申込みをする場合、保護者・申込児童の「個人番号確認書類」と窓口申請にきた代理人の「本人確認書類」に加え、『保護者直筆の委任状』が必要です。

【委任状の例】

委任状	令和〇年〇月〇日
八王子市長 殿	
（委任者）	
住所	八王子市××町〇丁目〇〇番〇号
氏名	八王子 〇夫
私は次のものを代理人と定め、八王子市に対する〇〇年度の保育の手続きに関することについて権限を委任します。	
（受任者）	
住所	八王子市□□町〇丁目〇〇番〇号
氏名	東京 △奈

(1) 4月一次募集

一次募集の期間は下表のとおりです。

申込方法	申込期間	受付場所	受付時間
オンライン	令和8年10月28日(水) ～ 令和8年11月4日(水)	-	-
郵送	令和8年10月28日(水) ～ 令和8年11月4日(水) 【必着】	〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号 八王子市役所 子ども家庭部 保育幼稚園課 入所担当 行	-
窓口	令和8年10月28日(水) ～ 令和8年11月13日(金)	市役所本庁舎4階保育幼稚園課 ※土・日曜日・祝日は除く	午前8時30分 ～午後5時
		市民部拠点事務所 (浅川、由木、元八王子、北野) ※土・日曜日・祝日は除く	午前9時00分 ～午後4時
		南大沢事務所 ※土曜日・祝日は除く	午前10時00分 ～午後5時
		八王子駅南口総合事務所 ※土曜日・祝日は除く	午前10時00分 ～午後7時 日曜日は午後5時まで

オンライン申込について

マイナポータルを使用するため、利用者用(4桁)と電子署名用(6～16桁)の暗証番号の入力が求められます。オンライン申請の詳細は、P.25をご覧ください。

郵送受付について

- ・ 4月一次募集のみ、郵送申込みが可能です。
- ・ 郵送申込は、市が受付完了したことを文書でお知らせします。
受付完了の文書は、令和8年11月9日(月)頃までに発送予定です。
- ・ 郵送事故について、本市では責任を負いかねますので予めご了承ください。
- ・ **郵送受付は書類の不備等があった場合、保護者への問い合わせや案内に時間を要します。**
- ・ 郵送前に申請書や就労証明書等の記載内容や必要書類を必ず確認してください。

※ 転園申込は、P.28「転園申込をご検討の方」もご確認ください。

※ 八王子市外にお住まいの方は、オンラインでの申込みはできません。

※ 出生前申込では4月入園対象になるのは、令和9年2月3日までに生まれたお子様です。

詳しくはP.16「出生前・0歳児申込」を参照ください。

※ 医療的ケアを必要とする児童の申込みについては、P.30「医療的ケアを必要とする児童等の入園申込について」をご参照ください。

(2) 4月二次募集

一次募集で定員に満たなかった保育施設や、退園等により欠員が生じた保育施設については、二次募集を行います。「郵送受付」はありません。

【申込対象】

- ・4月一次募集の受付期間に申込みができなかった方
- ・4月一次募集で保留となった方の希望保育施設の変更等
- ・八王子市外在住で令和9年3月31日までに八王子市へ転入予定のない3～5歳児クラスの方

二次募集期間は下表のとおりです。

申込方法	申込期間	受付場所	受付時間
オンライン	令和9年1月15日(金) ～ 令和9年1月22日(金)	-	-
窓口	令和8年11月15日(日) ～ 令和9年1月29日(金)	市役所本庁舎4階保育幼稚園課 ※土・日曜日・祝日は除く	午前8時30分 ～午後5時
		市民部拠点事務所 (浅川、由木、元八王子、北野) ※土・日曜日・祝日は除く	午前9時00分 ～午後4時
		南大沢事務所 ※土曜日・祝日は除く	午前10時00分 ～午後5時
		八王子駅南口総合事務所 ※土曜日・祝日は除く	午前10時00分 ～午後7時 日曜日は午後5時まで

(3) 5月以降の入園（転園）

申込期間等については、表紙をご確認ください。受付場所は、上記の表「4月二次募集」と同様です。

【申込対象】

- ・4月入園の申込みができなかった方
- ・年度途中の入園（転園）を希望する方
- ・入園保留となった方の希望保育施設の変更等

※ 申込期限は原則、入園希望月の前月15日（土日、祝日の場合は、直前の本庁開庁日）です。

※ 令和10年2月及び3月の申込期限は、令和9年12月15日（水）です。

※ 令和10年1月4日までに生まれたお子様が、令和10年3月入園の対象となります。

(4) 利用調整結果通知

発送予定日や注意点については、P.37「利用調整結果通知」を参照してください。

入園申込

オンライン申請



申込期間

申込月	申込期間
4月一次	10月28日(水)～11月4日(水)
4月二次	1月15日(金)～1月22日(金)
5月	3月21日(日)～4月8日(木)
6月	～5月7日(金)
7月	～6月8日(火)
8月	～7月8日(木)
9月	～8月6日(金)
10月	～9月8日(水)
11月	～10月8日(金)
12月	～11月8日(月)
1月	～12月8日(水)
2月	
3月	

5月以降、申込期限の翌日から20日までは、受付を停止します。

令和
9年度

申 請



【注意】
令和8年度と令和9年度では
申請フォームが異なります。

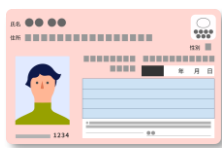
※ 各月の申込期限（オンライン申請）の23時59分受信分までを期間内申請とみなします。

※ オンラインの申込期限を過ぎた場合でも、窓口での申請は可能です。

！ 八王子市外の保育施設を希望する方と八王子市外にお住まいの方は、オンライン申請ができません。

ご用意するもの

1



- ・マイナンバーカード
または
- ・スマホ用電子証明書を設定済みの
スマートフォン

2



- ・マイナアプリがインストールされ
ているスマートフォン

必ず「オンライン申請マニュアル（共通）」と「入園申込マニュアル（オンライン申請）」をお読みください

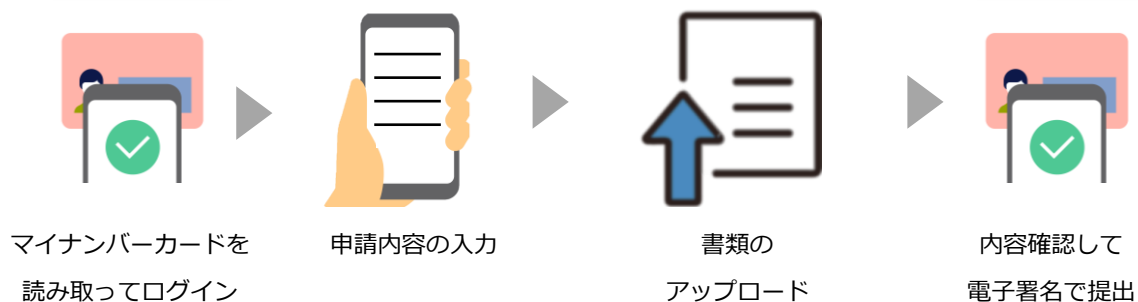
オンライン申請マニュアル
（共通）



入園申込マニュアル
（オンライン申請）



申請手順



アップロードする書類

画像または電子データ(Excel、PDF 等)

1

入園申込に必要な書類

- ①同意書 ②家庭状況に関する提出書類等確認表 ③子ども状況票

※ PDF を編集してご提出いただいた場合、環境によって文字が正しく表示されないことがあります。PDF の編集はお控えください。

2

保育の必要性を証明する書類等 P.12 参照

- ・就労証明書 等

3

保護者および申込児童の個人番号（マイナンバー）確認書類 P.22 参照

次のいずれか1点

- ・ 個人番号（マイナンバー）カードの裏面
- ・ 個人番号の通知カード
(カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る)
- ・ 個人番号記載の住民票の写し、または、住民票記載事項証明書



撮影画像は、内容が読み取れることを確認してください。

1-7. 申込みの希望変更・取下げ

申込内容の変更

希望施設の変更・追加、兄弟姉妹申込条件の変更等がある場合、申込期限までに「希望変更届」を提出してください。

申込の取下げ

速やかに「保育施設利用申込取下書兼辞退届兼教育・保育（施設等利用）給付認定申請取下書」を提出してください。

状況	必要書類	配布場所/受付場所
申込内容の変更	希望変更届	・市役所本庁舎 4 階 保育幼稚園課 ・市民部拠点事務所
申込内容の取下げ 申込内容の辞退	保育施設利用申込取下書兼辞退届兼 教育・保育（施設等利用）給付認定申 請取下書	（浅川・由木・元八王子・北野） ・南大沢事務所 ・八王子駅南口総合事務所

- ※ 申込内容や状況により、必要書類が異なります。
- ※ 提出は、上表の受付場所以外にオンライン、FAX もご利用いただけます。
- ※ FAX での提出の場合、送信後、必ず到着確認の電話をしてください。

入園申込
以外も

オンライン申請



入園の申込み以外についても、オンライン申請ができます。

申請書類	申請内容
希望変更届	申込みした内容の変更
保育施設利用申込取下書兼辞退届 兼 教育・保育（施設等利用）給付認定申請取下書	申込みの取下げ、決定の辞退等
退園届	退園等
教育・保育給付認定変更申請書	教育・保育給付認定の変更
家庭状況変更届出書	住所変更、保護者情報の変更等

詳しくは、子育て応援サイトをご覧ください。

八王子市子育て応援サイト



ホーム>シーンから探す>保育園・幼稚園・認定こども園>入園の手続き>保育施設入園申込について>オンライン申請



オンライン申請

1-8. 申込み時の注意点

(1) 転園申込をご検討の方

転園申込みは、新規申込と同様の書類を揃えて申込みをしてください。以下は注意点です。

- お子様の転園決定と同時に、在園中の保育施設には他のお子様が入園決定します。そのため、いかなる理由があっても転園決定を辞退することはできません。転園の希望が無くなった場合は、速やかに「保育施設利用申込取下書兼辞退届兼教育・保育（施設等利用）給付認定申請取下書」を提出してください。（オンライン、FAX 提出可）
- 育児休業中の転園は、原則、同じ勤務先に同契約で復帰することが条件となります。なお、産前産後休暇中及び育児休業中における取扱い、原則、P.29 の「就労要件と出産要件が重複している場合」と同様です。ただし、在籍施設への通園困難等、やむを得ない事情による転園については、育児休業の取得又は継続が認められる場合があります。詳細は、「在園のしおり」を参照してください。
- 期限までに保育を必要とする事由を証明する書類の提出がない場合、「求職活動」の認定となり在園中の保育施設においても、申込月の翌月より「求職活動」の認定が適用されます。
- 入園が内定している状態での転園申込は、受付できません。4 月入園が決定している場合、転園申込みができるのは4月1日以降となります。



在園のしおり

(2) 育児休業中の申込みにおける注意点

育児休業中の保護者が保育施設の申込みをする場合、産前産後休暇・育児休業を取得前と同じ勤務先に同契約で復帰することを条件に利用調整を行っています。そのため、入園月の末日までに必ず復帰をしてください。（就労規定により月途中の復帰が認められない場合に限り、翌月1日付の復帰でも可）

同勤務先・同契約で復帰しない場合は、原則、お子様の入園が取消となります。

兄弟姉妹2人以上で申込みをし、入園できないお子様がいらっしゃる場合でも、期限までに育児休業から復帰する必要があります。復帰できない場合、入園辞退手続きが必要となります。

（例）上の子が入園決定、下の子が保留（待機）になった場合

	11月頃	4月	5月
	申込 ※注意※ 育児休業前と同契約の復帰が入園条件となる。	入園決定	
		保留	引き続き利用調整の対象
	育児休業	末日までに 職場復帰	就労

（3）就労事由と出産事由が重複している場合

就労中または育児休業中で出産を控えていて、事由が重複している場合は、「就労」または「出産」のいずれか一つを選択して利用調整を行います。

「家庭状況票」の事由欄で、希望する事由に「○」をつけてください。

就労事由…入園月に、就労していること、または育児休業から復帰することが必要です。

ただし、入園月の 1 日時点で産前・産後休暇中の場合は、産後休暇終了後、育児休業を取得せず、職場へ復帰することが必要です。

出産事由…出産予定月とその前後 2 か月は出産事由での利用調整となり、その間に入所決定した場合、出産予定月の 2 か月後に必ず退園となります。

（例）就労している保護者が、下の子の出産（6/1 予定日）があり、上の子の新規入園又は転園の申込をする場合



就労事由で 4 月入園（就労中）	入園する 4 月 1 日時点では就労しているため、産前・産後休暇取得後、育児休業の取得も可能
就労事由で 4 月入園（上の子の育休中）	4 月末日までに、上の子の育児休業から復職が必要。その後、産前・産後休暇取得後、下の子の育児休業の取得も可能
就労事由で 5-7 月入園（産休中）	産前・産後休暇取得後に職場復職が必要。原則、育児休業取得不可
就労事由で 8 月入園（下の子の育休中）	原則、育児休業からの復職が必要
出産事由で 4-8 月入園	8 月末に退園

（４）父母のいずれかが不存在の場合

父または母が死亡や離婚等の理由で不存在の場合は、ひとり親として利用調整をします。

その際、家庭状況票にある「不存在」の欄に該当する理由とその時期の記入、および証明する書類が必要となる場合があります。

離婚調停別居中の場合、その状況によって必要書類が異なります。

※ 必要書類が確認できない場合、離婚調停別居中とみなされません。

※ 利用者負担額（保育料）の算定については取り扱いが異なります。P.46 を参照してください。

証明する書類

家庭状況	必要書類	備考
離婚、死亡	-	「不存在」欄に記入してください。
離婚調停中（別居していて、住民票も別住所）	・調停（離婚）の呼出状 等	必要書類が確認できない時などは、ひとり親として利用調整ができない場合があります。
離婚調停中（別居しているが、住民票は同一住所）	・調停（離婚）の呼出状 等 ・別居の申立書	

離婚協議中、離婚協議別居中、離婚後も同居を続けている、未婚だがパートナーと同居している場合は、ひとり親とみなしません。

（５）医療的ケアを必要とする児童等の入園申込について

例年 8 月頃に子育て応援サイトに情報公開をします。詳細は右記二次元コードを参照してください。（令和 9 年 4 月申込は終了しました。）

（参考）【実施施設】

市立津久田保育園・市立長房中央保育園・市立みなみ野保育園・
打越保育園・光明第四こども園・めぐみ第二保育園



1-9.八王子市外の保育施設への申込み

八王子市民の方が、市外の保育施設へ入園を希望する場合は、事前に「申込方法」「申込条件」「必要書類」「申込締切日」等を保育施設の所在する自治体の保育担当へ問い合わせください。

八王子市を経由して申込みが必要な場合

市外自治体が表示した締切日の**10日前**までに**八王子市窓口**へ申込みをしてください。（土日、祝日の場合は直前の本庁開庁日）

- 申込場所 八王子市窓口（P.23「受付場所」参照） ※**オンライン申請はできません**
- 必要書類 ① 市外自治体で求められている必要書類等 ※1
② 八王子市様式の申請書類等
- 結果通知 市外自治体からの結果を八王子市が保護者に通知 ※2

※1. 転出予定がある場合、転出先の住居の「売買契約書」や「賃貸借契約書」のコピー等が必要となる場合がありますので市外自治体に確認してください。

※2. 市外自治体の結果通知時期により、保護者への通知時期に時間を要することがあります。

※3. 市内と市外の保育施設を併願する場合、提出書類・申込期限・結果の通知時期が通常と異なることがあります。事前に八王子市役所保育幼稚園課に連絡してください。

※4. 転出（転出先自治体での転入手続き完了）後は、転出先市区町村民として再度、転出先自治体の保育担当窓口で保育施設利用申込をする必要があります。転出先での手続き完了後は、八王子市役所保育幼稚園課へ連絡してください。

八王子市を経由せず直接申込みする場合

※転出予定がある場合のみ

保育施設の所在する自治体の申込書を使用して申込みしてください。

- 申込場所 市外自治体窓口
- 必要書類 市外自治体から指定された申込書類
- 結果通知 市外自治体から保護者に通知

以下の場合、八王子市へ手続きが必要となります。

手続き	申請児童の状況	手続き時期	必要書類
退園届	八王子市内の認可保育施設に在籍中で、市外の自治体の施設に入園決定となった場合 ※入園決定しない場合でも、引き続き市内認可保育施設に通う意向がある場合は、手続きが必要です。	入園決定月の前月まで ※決定時点で早急にお手続きください。	退園届 提出先：オンライン、八王子市窓口（P.23「受付場所」参照）
申請の取下げ	八王子市内の認可保育施設に申請中で、申請が不要となった場合	申請が不要となった時点で早急に	保育施設利用申込取下書兼辞退届兼教育・保育（施設等利用）給付認定申請取下書 提出先：オンライン、八王子市窓口（P.23「受付場所」参照）、FAX

1-10.八王子市外にお住まいの方の申込み

市外にお住まいの方が、八王子市内の保育施設へ入園を希望する場合は、事前に申込方法等をお住まいの自治体の保育担当へ問い合わせください。

お住まいの自治体を経由して申込みが必要な場合

お住まいの自治体が生じた締切日までに、窓口へ申込みをしてください。

- 申込場所 保護者が住民登録をしている自治体の窓口
- 必要書類 八王子市様式の申請書類等
- 結果通知 住民登録をしている自治体から保護者へ通知

注意：事前に八王子市役所保育幼稚園課へ申込締切日等を確認の上、八王子市様式の申請書等で申込みをしてください。八王子市様式以外の書類は、審査できません。

八王子市に申込方法を確認

- 申込方法や申込期限、申込条件、必要書類、注意事項等を確認

住民登録をしている自治体へ申込期限の確認と申込

- 八王子市の申込期限を伝えた上で、申込期間を確認
- 住民登録をしている自治体が生じた期限までに申込み

結果通知

- 八王子市から住民登録をしている自治体へ結果を通知
- 住民登録をしている自治体を経由して保護者に通知が届く

転入および本申込

- 転入予定ありで申込みをした場合は、八王子市へ転入後、改めて申込の手続き

八王子市に直接申込みする場合

※転入予定がある場合のみ

表紙にある申込期日までに、八王子市窓口へ申込みをしてください。

- 申込場所 八王子市窓口（P.23「受付場所」参照） ※オンライン申請はできません
- 必要書類 八王子市様式の申請書類等
- 結果通知 八王子市から保護者に通知

※ 八王子市に住民票を異動した際、八王子市民として改めて保育施設利用申込の手続きが必要になりますので、必ず八王子市窓口（P.23「受付場所」参照）にお越しください。手続きが確認でき次第、利用調整結果通知書を八王子市内の自宅へ送付します。

※ 市外の自治体で別途手続きが必要な場合があります。必ず市外の自治体へ確認をしてください。

■ 八王子市への転入予定の有無で条件等が変わります ■

転入予定がある場合

入園希望月の前月末日までに転入することが条件となります。

八王子様式の申請書以外に、契約者名（保護者名）、住所等の所在地、引渡し予定日（賃貸借期間）を確認できるものを用意してください。

転入状況		必要書類
全ての転入者		転入誓約書
状況	八王子市内の住宅等の購入	売買（工事請負）契約書のコピー
	八王子市内の住宅等の賃借	賃貸借契約書等のコピー
	保護者が所有している八王子市内の住宅等への転居	登記簿謄本等のコピー
	八王子市に住民票がある親族等との同居	同居（居住）についての同意書（転入誓約書に印字されています）
	親族等が所有している八王子市内の住宅等への転居	同居（居住）についての同意書（転入誓約書に印字されています）、登記簿謄本等のコピー

八王子市へ転入後、八王子市民として改めて保育施設利用申込の手続きをする必要があります。

転入手続き後は、必ず八王子市窓口（P.23「受付場所」参照）へお越しください。

※ 申請書には申請時点での住所を、転入誓約書には転入予定の八王子市の住所を記入してください。

転入予定がない場合 ※お申込みは全てお住まいの自治体を経由します

転入予定がない申込みの場合、受付期間は下記のとおり取り扱います。

- 0～2歳児クラス…**5月入園募集**から
- 3～5歳児クラス…**4月二次募集**から

注意

- ・八王子市民の利用調整後、空きがある場合に選考します。
- ・小規模保育事業・家庭的保育事業は**全期間で受付不可**です。
- ・転入予定がなく、育児休業の延長を目的とした入園意思のない申込みは、受付ができません。

※ ただし、次の場合は転入予定がなくても市内在住者と同様に利用調整を行います。

- ・里帰り出産による期間限定の入園申込をする場合
- ・保育士資格を有し、市内の認可保育所、認定こども園または地域型保育事業で保育士として復職予定または採用内定している場合（4月二次募集から申込可）

※ 詳細は保育幼稚園課へ問い合わせください。

1-11.入園決定となった方

(1) 入園案内について

入園が決定した保育施設から面談や健康診断等、入園の案内があります。保育施設の指示に従い、入園の準備を整えてください。

(2) 慣らし保育について

入園後は徐々に保育施設的环境に慣れていただくため、各施設で「慣らし保育」を行います。慣らし保育の期間や時間は、お子様の年齢等により異なります。詳細は見学時に各保育施設へ確認してください。

(3) 育児休業取得中に入園の申込みをした場合

お子様の入園月末日を期限として、提出した就労証明書の内容通りに職場復帰することを条件に入園決定しています。そのため、復帰後に復帰したことがわかる就労証明書を市へ提出してください。

提出期限：入園月の翌月 **15** 日（土日、祝日の場合は、直前の本庁開庁日）まで

提出物：「就労証明書」（復職年月日が記載されたものに限る）

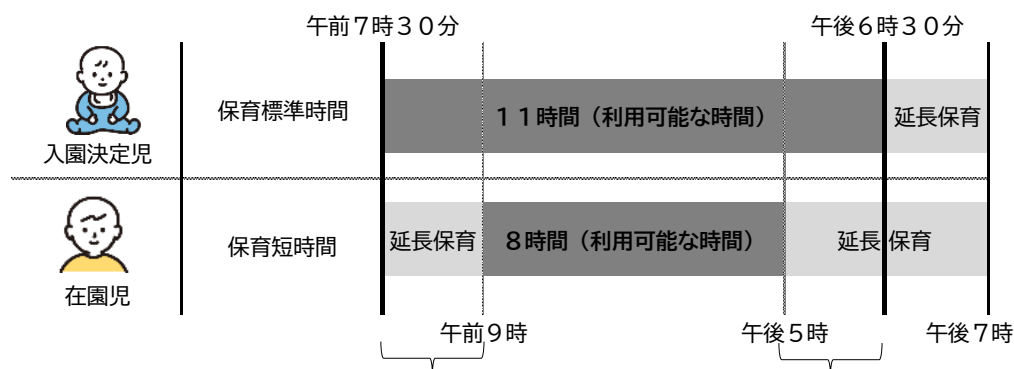
育児休業からの復職年月日が、就労証明書の証明日以前（当日含む）である必要があります。

提出先：市役所本庁舎 4 階保育幼稚園課、八王子駅南口総合事務所、郵送、オンライン

期限までに復帰しない場合、入園決定の取り消し又は退園となります。なお、勤務先の就労規定により月途中の復帰ができない場合に限り、入園月の翌月 1 日の復帰を認めています。

(4) 兄弟姉妹（入園決定児童と在園児童）で認定が異なる場合

育児休業中に申込みをした場合、入園決定したお子様は標準時間認定となりますが、既に在園しているお子様は短時間認定となっていることがあります。その場合、認定を揃える手続きが別途必要となります。入園決定通知のお知らせを確認の上、手続きを行ってください。認定が異なったまま利用した場合、延長料金が発生する可能性があります。



（５）在園中に家庭の状況等が変わった場合

住所（同居者も含む）、勤務先・勤務時間の変更、婚姻・離婚、妊娠、育児休業取得・終了、市民税額や扶養状況が変更になった等、家庭の状況が変わった際は市への手続きが必要となります。

詳細は、在園のしおりをご確認ください。

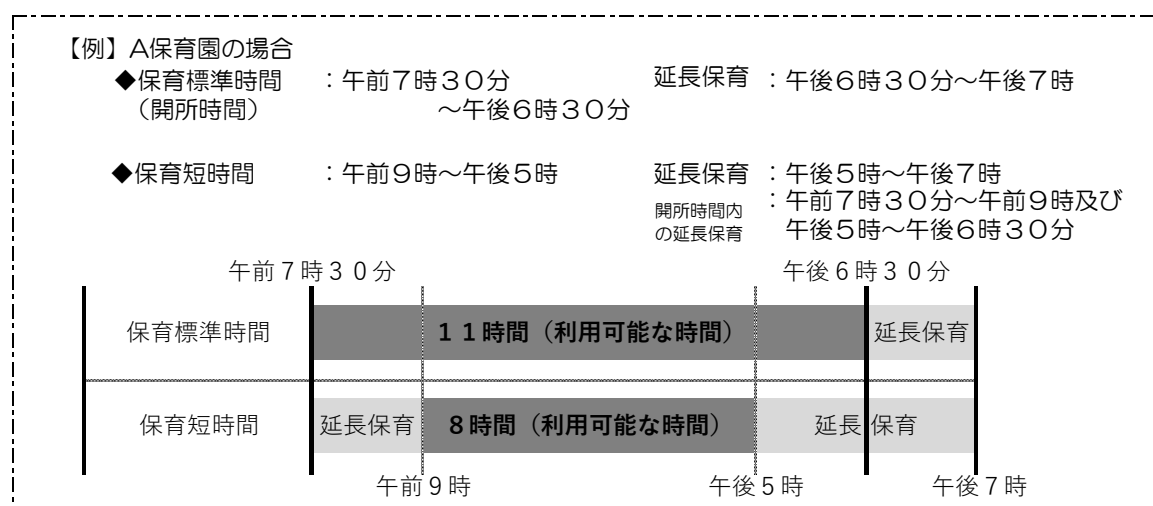
住所変更は市民課での手続き後、保育幼稚園課でも手続きが必要となります。



在園のしおり

（６）延長保育について

利用時間、延長保育料金、対象年齢については、各保育施設の実施状況を確認してください。入園後は、各保育施設に直接申込みをします。なお、延長保育は保護者の就労状況等で必要な場合に利用できます。お子様への長時間保育の影響を考慮し、保育施設と詳細な面接の上での利用となります。



（７）利用者負担額（保育料）決定通知について

入園決定後、利用者負担額（保育料）を「無償」とすることの決定通知が送付されます。

4月入園の場合、4月15日頃までに送付予定です。（5月以降の入園は、入園月の10日頃まで）

（８）保育施設の利用について

保育施設の利用は、施設の保育方針等により様々です。日々の細かな利用方法については、書面等を通した保育施設からの説明を十分に確認してください。

利用の際に問題や不都合が生じた場合は、その都度、保育施設と保護者の間で相談をし、両者同意のもと今後の方針を決定してください。

1-12.入園保留（待機）となった方

（１）申請書の有効期間

申請内容は、年度内に限り有効です。変更等がない限り、申請内容に基づき毎月利用調整を行います。
次年度の入園については、新たに申込みが必要になります。

（２）利用調整結果通知書

利用調整結果通知書は、入園決定又は希望保育施設の変更や事由の変更等をされた場合のみ送付します。送付されない月の利用調整結果通知書が必要な場合は、初回の利用調整結果通知書に同封する案内をご確認のうえ、結果通知書発送予定日以降に申請してください。

（３）希望保育施設、事由、家庭状況の変更

希望保育施設の変更・追加、保育の必要性の事由等に変更、家庭状況の変更があった場合は、市への手続きが必要となります。

提出期限：各月 **15** 日（土日、祝日の場合は直前の本庁開庁日）

※翌月から変更内容を反映し、利用調整を行います。

※2月・3月の申込期限は、1月入園申込と同日です。



提出先：市役所本庁舎 4 階保育幼稚園課または八王子駅南口総合事務所、オンライン、郵送

状況	必要書類	備考
申込内容を変えたい	・希望変更届	希望施設の変更・追加、兄弟姉妹申込条件の変更等
申込内容を取下げ（辞退）したい	・保育施設利用申込取下書兼辞退届兼教育・保育（施設等利用）給付認定申請取下書	保育施設を利用する必要がなくなった、転居、幼稚園又は認可外保育所等へ入園する 等
保育の必要性の事由が変わった	・教育・保育給付認定変更申請書 ・保育の必要性を証明する書類（P.12 参照）	事由変更の例：就労、就学、転職、求職、退職、内定、妊娠・出産、保育必要量の変更 等
家庭状況が変わった	・家庭状況変更届	八王子市内で転居、婚姻、離婚、保護者変更、氏名の変更、同居人の変更 等

（４）幼稚園・認可外保育施設等の利用について

子育てのための「施設等利用給付認定」を受けることで幼稚園や認可外保育施設の一部保育料が無償化となります。

施設等利用給付認定を受けるには、別途市への申請が必要となります。提出期限は原則、認定希望開始日の属する月の前月 15 日（土日、祝日の場合は直前の本庁開庁日）です。

15 日以降に翌月からの幼稚園・認可外保育施設等の利用が決まった場合は、速やかに保育幼稚園課まで連絡してください。

第2章 利用調整について

2-1.利用調整について

保育の必要性を「保育所等利用調整基準指数表」（P.38 参照）の指数に置き換え、指数の高い順に入園を決定します。同一指数の場合、「同一指数世帯優先順位表」（P.41 参照）に基づき決定します。

【例1】「20点・第2希望」の世帯と「18点・第1希望」の世帯の利用調整

→「20点・第2希望」が優先される（指数が高い方から決定されるため）。

※第1希望で決まらない場合は、第2希望以降も同様の方法で利用調整を行います。

【例2】「20点・第3希望」でひとり親世帯と「20点・第1希望」の世帯の利用調整

→「20点・第1希望」が優先される（同一指数世帯優先順位表の第一順位に基づくため）。

※ 認定こども園を希望する3歳クラス以上の利用調整では、指数に関わらず第1希望としている方から優先して入園を決定します。

【例】3歳クラス以上の認定こども園の利用調整における「20点・第2希望」と「18点・第1希望」の場合 → 「18点・第1希望」が優先される。

※ 希望した全ての保育施設について、利用調整を行います。

利用調整の結果、希望した全ての保育施設に入園ができず保留（待機）となる場合があります。

利用調整結果通知

保育施設の利用調整結果通知の発送予定日は下表のとおりです。

入園希望時期	利用調整結果通知発送予定日
4月一次	令和9年(2027年)1月20日（水）
4月二次	令和9年(2027年)2月19日（金）
5月以降	入園希望月の前月の23日頃

利用調整結果については、電話ではお答えできませんので、ご了承ください

- ※ 利用調整結果通知書は原則、再発行できません。大切に保管してください。
- ※ 入園決定を辞退した場合や期限内に申込みがなかった場合、利用調整結果通知書は発行できません。
- ※ 申請を取下げた場合についても、取下げている期間の利用調整結果通知書は発行できません。

2-2. 保育所等利用調整基準指数表

申請書及び証明書類等の内容を審査し、保育の必要性に応じ保育所等利用調整基準指数表に置き換え、指数の高い方から入園を決定します。

なお、同一指数の場合は、同一指数世帯優先順位表で比較して決定します。

別表－1

区分	保 護 者 の 状 況					基準 指数	
	類 型	番号	細 目				
A	就 労	1	就 労 1	週40時間以上の就労を常態とする	10		
				週35時間以上の就労を常態とする	9		
				週30時間以上の就労を常態とする	8		
				週25時間以上の就労を常態とする	7		
				週25時間未満の就労を常態とする	6		
		2	就 労 2 (自 営 協 力 者 等)	週35時間以上の就労を常態とする	8		
				週30時間以上の就労を常態とする	7		
				週30時間未満の就労を常態とする	6		
B	出 産 等	3	妊 娠 ・ 出 産	妊娠・出産	10		
C	疾 病 ・ 障 害	4	入 院	入院が1か月以上にわたると見込まれるもの	10		
				入院が1か月未満と見込まれるもの	9		
			自 宅 療 養	常時病臥	10		
				精神性疾患、感染性の疾病又は指定難病	10		
				自宅療養で週3日以上通院を常態とする	8		
				自宅療養で週1日～2日以上通院を常態とし自宅安静が必要	7		
				上記以外の自宅療養で保育が必要と認められるもの	6		
		5	障 害	「身体障害者手帳第1種1～4級」又は「愛の手帳1～3度程度」該当者	10		
				「身体障害者手帳第2種2～4級」又は「愛の手帳4度程度」該当者	8		
				上記以外の障害で保育が必要と認められるもの	6		
		D	介 護 ・ 看 護	6	同居又は長期入院等親族の介護・看護	週40時間以上の介護、看護又は施設通所付添等を常態とする	10
						週30時間以上の介護、看護又は施設通所付添等を常態とする	8
週30時間未満の介護、看護又は施設通所付添等を常態とする	6						
7	別 居 親 族 の 介 護 ・ 看 護			6に準じ指数を認定する(保護者からみて1親等親族の場合に限る)	6～10		
E	災 害 復 旧	8	災 害 復 旧	災害(火災・風水害・地震等)復旧に当たっているもの	10		
F	求 職 活 動	9	求 職 活 動 等	内定者で週40時間以上の就労を常態とする予定のもの	8		
				上記以外の内定者	6		
				求職活動を常態としているもの	5		
				上記以外のもの	4		
G	就 学	10	就 学	学校教育法に定める学校、職業訓練施設又は技能習得施設等に在学している場合は、就労1に準じ選考基準指数を認定する(この場合、就労を就学と読み替える)	6～10		
				上記の学校等に合格しているもので週40時間以上の就学を常態とする予定のもの	8		
				上記以外の合格者又は上記の学校等に該当しない教育機関に在学・合格しているもの	6		
H	そ の 他	11	不 存 在	離婚・死亡・拘禁等	10		
			若 年 保 護 者	満18歳未満である場合	10		
			そ の 他	前各号に掲げるもの以外で、保育が必要と特別に認められる場合	10		

<別表－1の取扱い>

- ① 別表－1の基準日は、保育を希望する月の申込締切日とする。ただし、保育を希望する月の1日時点で消失する保育の必要性の事由については対象外とする。（一定期間ごとに契約更新する有期雇用契約で更新予定がある場合は対象とする。）
- ② 保護者とは、主に子どもを養育している者とする。この表においては、原則として父母とし、それぞれの保育の必要性について基準指数を決定し、その合計を世帯の基準指数とする。
- ③ 別表－1により決定した世帯の基準指数に別表－2の調整指数を加算し、利用調整指数を認定する。なお、世帯の利用調整指数の上限は20、下限は8とする。ただし、保護者が育児休業を取得（予定含む）しており、希望する保育所等に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できるとの意向が確認できた場合については、世帯の基準指数及び調整指数にかかわらず利用調整指数を4とする。
- ④ 類型又は細目が2項目以上に該当する場合は、基準指数の最も高いものとする。
- ⑤ 「就労」類型については、就労証明書（国の標準的な様式で項目に欠落がない他市区町村様式含む。）によって確認できる雇用契約上の就労時間及び直近の就労実績を総合的に判断し基準指数を認定する。
- ⑥ 保護者以外が経営する会社等で就労している場合は、「就労1」とする。（テレワーク等により自宅にて就労している場合を含む。）
- ⑦ 保護者が経営（共同経営を含む。）する会社等で就労しており、市区町村民税が課税されている場合又は確定申告を行っている場合は「就労1」とする。ただし、課税されていない場合かつ確定申告を行っていない場合は、「就労2（自営協力者等）」に準じ基準指数を認定する。
- ⑧ 「別表－1の取扱い」の⑦において判定に用いる市区町村民税の年度は、4～8月入園希望の場合は前年度、9～3月入園希望の場合は当年度とする。
- ⑨ 「別表－1の取扱い」の⑦において判定に用いる確定申告の対象年は、4～8月入園希望の場合は前々年分所得、9～3月入園希望の場合は前年分所得とする。
- ⑩ 妊娠・出産について、切迫流産等で入院加療等が必要な場合は、診断書等の提出により、出産予定月の2か月より前から利用申込ができる。なお、その場合は、出産要件とする。
- ⑪ 指定難病とは、国の指定する難病（難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病）又は都の指定する難病（東京都単独疾病）に罹患している場合をいう。
- ⑫ 介護・看護については、診断書又は障害者手帳等により確認できる被介護（看護）者の状態及び介護（看護）を行う時間を総合的に判断し基準指数を認定する。なお、長期入院等親族とは保護者からみて2親等以内の親族の場合に限る。また、施設通所付添の時間は、施設への送迎時間及び施設内で拘束される時間とする。
- ⑬ 内定者とは、保育を希望する月の末日までに雇用される場合をいう。保育を希望する月の翌月以降に雇用される場合は、「求職活動を常態としているもの」に準じ基準指数を認定する。
- ⑭ 就労証明書において、雇用（予定）期間の開始日が保育を希望する月の申込締切日以前であっても、その開始日が証明日の翌日以降の場合、「求職活動の内定者」として基準指数を認定する。その場合、保育を希望する月の申込締切日までに、証明日が雇用（予定）期間の開始日以降となっている就労証明書の提出があれば、原則「就労」として基準指数を認定する。
- ⑮ 申込後、保育を希望する月の末日までに転職する場合、かつ、現職退職後1か月以内に転職する場合は、「就労」として転職後の就労時間に応じ基準指数を認定する。ただし、現職退職後から転職までに1か月以上の空白期間がある場合は、「求職活動の内定者」として基準指数を認定する。
- ⑯ 「法律に基づく育児休業又は企業独自の育児休業」以外で職場に在籍しているものの、休職している場合については、「求職活動の内定者」に準じ基準指数を認定する。
- ⑰ 求職活動を常態としているとは、ハローワークカード・紹介状又は採用面接通知等により、求職活動中であることが確認できる場合をいう。なお、求人紹介サイト等への登録のみの場合は、求職活動を常態としているとは判断しない。
- ⑱ 学校とは、学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいい、職業訓練施設とは、職業能力開発促進法第15条の6に規定する公共職業能力開発施設、同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校をいう。また、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に規定する職業訓練を受けている場合も含む。就学時間については、提出書類における授業や研究、実習等により拘束される就学日数・就学時間（自主学習や課題に要する時間は含まない。）により基準指数を認定する。
- ⑲ 不存在については、離婚・死亡、拘禁等により、存在しない場合をいう。
- ⑳ 若年保護者の年齢とは入園を希望する年度の4月1日時点で18歳未満とする。
- ㉑ その他、保育が必要と特別に認められる場合は、利用調整会議にて指数を認定する。

保育所等利用調整指数表

別表－2

類 型	番号	細 目	調整指数
調整項目	1	ひとり親家庭	+5
	2	入園希望児童又は兄弟姉妹に障害がある	+2～
	3	入園希望児童が多胎児	+2
	4	生活保護世帯	+2
	5	保育士として復職予定又は採用が内定している場合	+2～
	6	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	+5
	7	2歳児クラスまでの保育所等の卒園児	+8

＜別表－2の取扱い＞

- ① 別表－2の基準日は、保育を希望する月の申込締切日とする。
- ② 番号1のひとり親家庭には、①父又は母が不存在の者 ②父又は母が重度の障害を有し、就労不能(身障手帳1～2級程度及び愛の手帳1～2度程度)の者 ③その他ひとり親家庭と同程度と認められる者等を含む。ただし、単身赴任・離婚前提同居等は含めない。
- ③ 番号2の障害については、身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)、精神障害者保健福祉手帳、通所受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証の発行又は特別児童扶養手当の受給確認、国民年金の障害基礎年金の受給証書、診断書の提出内容等により、調整指数を適用する。なお、世帯に2人以上障害を有する者がいる場合、調整指数は「+2×人数」とする。
- ④ 番号5については、保護者が保育士資格を有し市内の認可保育所、認定こども園又は地域型保育事業において、保育士として復職予定又は採用が内定している場合とする。なお、父母ともに該当する場合は「+4」とする。
- ⑤ 番号6については、4～8月入園希望の場合は前年度、9～3月入園希望の場合は当年度の所得額が高い父母のいずれか(生計の中心者)が失業したことにより、就労をしていなかった父母のいずれかに就労の必要性が生じ、かつ父母とも求職中の場合とする。なお、失業については、離職票、退職証明書等により確認できる場合とし、自己都合による退職は対象外とする。また、番号1「ひとり親家庭」が適用される場合も対象外とする。
- ⑥ 番号7については、申込締切日時点で2歳児クラスまでの保育所等に在籍し、同施設を3月に卒園する児童の4月入園申込に限る。ただし、本園又は分園に進級(編入)できる場合又は連携保育所に進級する場合(連携保育所への進級決定を辞退した場合を含む。)は適用しない。
また、保育所等とは、八王子市内の認可保育所、認定こども園、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育(地域枠のみ)とする。

同一指数世帯優先順位表

別表－3

優先順位	細 目
第一順位	希望順位の高い者
第二順位	社会的養護が必要な世帯
第三順位	両親とも不存在
第四順位	2歳児クラスまでの保育所等の卒園児
第五順位	兄弟姉妹が希望保育園に在園中（入園が内定している場合を含む）
第六順位	保育士として復職予定又は採用が内定している場合
第七順位	基準指数の高い者
第八順位	ひとり親家庭
第九順位	入園希望児童又は兄弟姉妹に障害がある
第十順位	次の順で優先する。 (1)未就学児童の多い世帯 (2)小学3年生以下の児童の多い世帯
第十一順位	利用申込事由により、次の順で優先する。 (1)疾病 (2)障害 (3)災害 (4)出産 (5)区分D、基準指数10の親族の介護・看護 (6)就労、就学 (7)(5)以外の介護・看護 (8)求職活動
第十二順位	調整指数の合計の高い者
第十三順位	世帯所得額が低い世帯

<別表－3の取扱い>

- ① 別表－3の基準日は、保育を希望する月の申込締切日とする。
- ② 第三順位の定義は、父母ともに死亡、拘禁等により、祖父母、親族又は里親等が父母に代わって養育している場合とする。
- ③ 第四順位の定義は、「別表－2の取扱い」のとおりとする。
- ④ 第五順位について、入園申込児童と入れ替わりで兄弟姉妹が卒園又は退園する場合は、優先としない。
- ⑤ 第六順位の定義は、「別表－2の取扱い」のとおりとする。
- ⑥ 第八順位の定義は、「別表－2の取扱い」のとおりとする。
- ⑦ 第九順位の定義は、「別表－2の取扱い」のとおりとする。
- ⑧ 第十一順位における「利用申込事由」とは、世帯の事由のうち最も優先順位が高いものをいう。
- ⑨ 第十三順位でいう所得額とは、4～8月入園希望の場合は前年度、9～3月入園希望の場合は当年度の額とする。
- ⑩ 第十三順位で決定しないときは、利用調整会議において世帯の状況等を総合的に考慮して決定する。

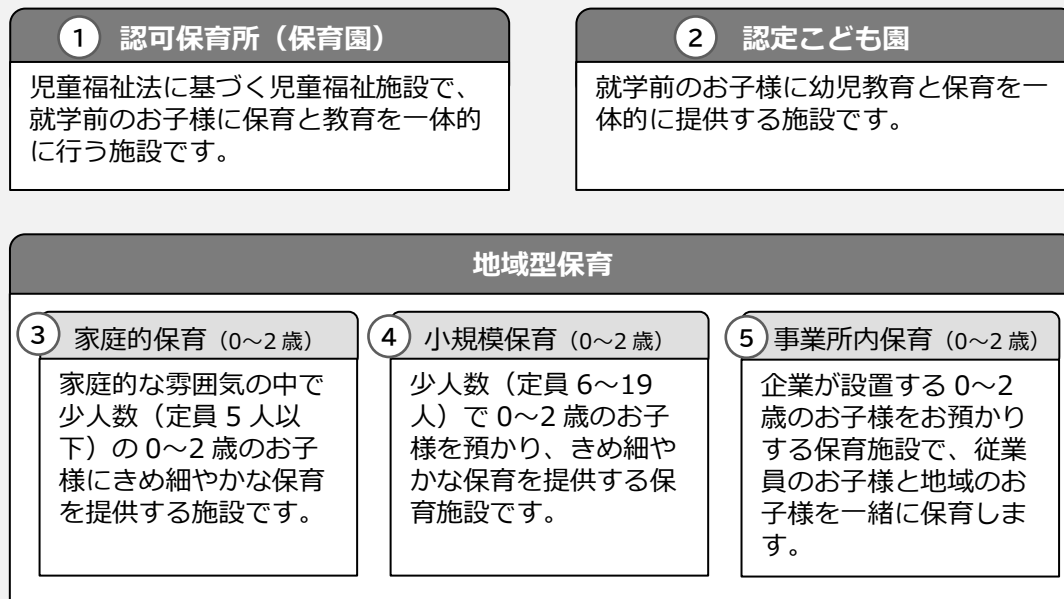
第3章 認可保育施設について

3-1. 認可保育施設とは

認可保育施設とは、市が認可・認定した保育施設です。

保育士の配置や設備等について市が定める基準に基づき運営されています。保護者の就労等により保育の必要性が認められた場合は、市が利用調整を行い、入園を決定します。

認可保育施設



① 保育園

以下は0～2歳までの受入施設ですが、本園等に進級し5歳クラスまで通園が可能です。

0歳	星の子保育園分園	→	1～5歳	星の子保育園（進級）
0～1歳	諏訪保育園のぞみ乳児園	→	2～5歳	諏訪保育園（進級）
1～2歳	市立子安保育園	→	3～5歳	市立子安保育園いずみの森分園（進級）
0～2歳	大塚保育園分園	→	0～5歳	大塚保育園（進級）
0～2歳	愛光大和田保育園ちいさなおうち	→	3～5歳	愛光大和田保育園（進級）
0～2歳	駅前なかよし保育園第1	→	3～5歳	駅前なかよし保育園第2（進級）

② 認定こども園

幼児教育（1号認定）を利用する場合は、各認定こども園へ直接申込みをする必要があります。保育（2号・3号認定）を利用する場合は、自治体を通しての申込みをする必要があります。

以下は0～2歳までの受入施設ですが、本園等に進級し5歳クラスまで通園が可能です。

0～1歳	認定こども園ほか保育園大和田園分園	→	2～5歳	認定こども園ほか保育園大和田園（進級）
1～2歳	よこかわキッズステーション	→	1～5歳	横川幼稚園（進級）

地域型保育について

少人数で、0歳から2歳までのお子様をお預かります。

卒園後の取り扱いについて

地域型保育（家庭的保育・小規模保育・事業所内保育）は、0歳児から2歳児までを対象とした事業です。卒園後の通い先を確保するため、連携施設（保育園等）が設定されています。卒園後は連携施設への進級を希望することができ、原則として優先的に利用できます。ただし、進級希望者が受入可能人数を超えた場合は利用調整を行うため、希望しても進級できない場合があります。

なお、連携施設への進級を希望できるのは、9月時点で2歳児クラスに在籍し、3月に卒園をするお子様のみです。

家庭的保育、小規模保育、事業所内保育の連携施設については、次のページをご覧ください。

③ 家庭的保育

※転入予定のない八王子市外在住の方は家庭的保育の利用申込みができません。

● 保育時間

家庭的保育事業は施設によって開所時間が異なります。保育時間は平日8時間程度です。

なお、保育標準時間認定を受けている場合であっても、利用時間の取扱いが保育園や認定こども園と異なることがありますので、見学時に必ずご確認ください。

● 休業日

家庭的保育事業には、保育者の研修や年次休業等による休業日があります。

休業日に保育が必要な場合は、原則として連携施設で代替保育または他の保育施設の一時保育を利用することができます。

休業日や代替保育の利用方法については、各事業所へご確認ください。

④ 小規模保育

※転入予定のない八王子市外在住の方は小規模保育の利用申込みができません。

⑤ 事業所内保育

従業員のお子様と地域のお子様と一緒に保育します。地域枠を利用する場合、自治体を通しての申込みをする必要があります。

家庭的保育・小規模保育・事業所内保育の「連携施設」

(令和8年7月現在)

	施設名	連携施設
家庭的保育	ベビールームアンジュ（阿部 さおり）	静教保育園
	保育室ももの木（大木 瞳）	桑都保育園
	丘の上保育室（真柄 まゆみ）	白百合寺田保育園
	スマイルベビールーム（赤崎 裕子）	市立みなみ野保育園
	ピヨピヨ保育室ひよっこ（渡邊 万裕子）	由井さゆり学園、みなみ野さゆり学園、さゆりの丘学園
	mignon bébé ミニヨンベベ（佐藤 豊子）	横川保育園
	ちいさいおうち保育室（峰岸 百合）	さつき保育園
	にじいろハウス（安齊 智美）	打越保育園
	オーシャンキッズルーム（吉野 小百合）	甲ノ原保育園
	笠原保育室（笠原 雅美）	松枝保育園
	おひさまルーム（清水 洋子）	めぐみ第二保育園
小規模保育	キッズスペースドリーム大和田	市立富士見台保育園
	こばと保育園	市立津久田保育園
	わくわくランド	市立千人保育園
	ほっぺるランド西八王子	光明第一保育園、白百合多賀保育園
	市立市役所内保育園	甲ノ原保育園、北野ひなた保育園、ひなた保育園、光明第一保育園、光明第三こども園
	森のゆりかご	東京ゆりかご幼稚園
	ナーサリーくわのみ	八王子桑の実幼稚園
	真理学園幼稚園小規模保育所	真理学園幼稚園
事業所内保育	おひさま保育園	セント・ベル幼稚園、本町幼稚園、なかの幼稚園、光明第一保育園
	なかの幼稚園内保育所さくら	なかの幼稚園
	セント・ベル幼稚園附属サニー・ベル	セント・ベル幼稚園
	クラージュ保育園	市立みなみ野保育園、さゆりの丘学園
	テクノすくすく保育園	市立北野保育園
	創価大学つばさ保育所	市立津久田保育園

3-2.市立保育園について

市立保育園は、14 園です。そのうち 10 園は八王子市が運営し、4 園は指定管理者が運営しています。

(1) 八王子市直営の保育園

子安保育園（分園あり）、千人保育園、高尾保育園、恩方保育園、富士見台保育園、津久田保育園、長房中央保育園、北野保育園、元八王子保育園、みなみ野保育園

(2) 指定管理者が運営する保育園

指定管理者の指定期間満了時及び制度変更等により、運営法人が変更になることがあります。

園名	運営法人	運営私立保育園
長房西保育園	社会福祉法人相友会	諏訪保育園、浅川保育園
中野保育園	社会福祉法人公德福祉会	めぐみ第一保育園、めぐみ第二保育園
石川保育園	社会福祉法人多摩養育園	光明第一保育園、光明第三こども園等
市役所内保育園（小規模保育）	社会福祉法人鶴見会	ひなた保育園、北野ひなた保育園

(3) 「公私連携制度」への移行について

指定管理者が運営する保育園（市役所内保育園を除く）については、「公私連携制度」への移行に向けた検討を進めています。

「公私連携制度」とは、指定管理者制度による運営よりも民間の能力をより一層活用しつつ、市の関与を明確にした協定を事業者と締結し、これに基づいて教育・保育の質の維持・向上を図る制度です。主な制度内容を比較すると次のとおりです。

	指定管理者制度	公私連携制度
運営形態	公設民営	民設民営
設置主体	八王子市	事業者
協定期間	5 年（更新あり）	10 年

今後、移行に関する方針が決定した場合は、十分な準備期間を確保した上で、保護者の皆様や入所を希望される方々に対し、あらかじめご案内してまいります。

<移行の経過>

移行日	園名	運営法人
令和8年4月	白百合多賀保育園	社会福祉法人愛和会
令和8年4月	静教保育園	社会福祉法人太和会

第4章 利用者負担額（保育料）と副食費について

（１）保育料の無償化について

利用者負担額（保育料）は、幼児教育・保育の無償化および東京都の保護者負担軽減事業により、次の条件にすべて該当する場合、基本月額保育料が0円となります（手続き不要）。

<対象者>

- ① 八王子市内に在住している方
- ② お子様が以下の認可保育施設等※に在籍している方（八王子市外の認可保育施設に通う場合も同様）
※保育園・新制度幼稚園・認定こども園・家庭的保育・小規模保育・事業者内保育

（２）給食費等の実費徴収について

副食費（3～5歳児クラスのみ）、延長保育料、教材費等は、実費負担で施設に直接お支払いいただきます。費用は各施設で金額が異なりますので、詳細は各施設へ問い合わせください。

（３）副食費の免除制度

3～5歳児クラスのお子様の副食費のうち、以下のいずれかの場合は、支払が免除され、対象となる世帯へは通知をお送りします。

1. 世帯年収 360 万円未満相当世帯のお子様（市民税所得割額の世帯合算で算定）
2. 所得にかかわらず、第3子以降のお子様

【副食費の負担基準表】

	認定	世帯年収	世帯区分	第1・2子	第3子以降	年齢制限 (子どもの数え方)
3・4・5歳児クラス	1号認定	約360万円以上	区分なし	実費	免除	小学校3年生までの人数 (保護者と生計を一にしている兄弟姉妹に限る。)
		約360万円未満	区分なし (市民税所得割額 77,101 円未満)	免除	免除	
	2号認定	約360万円以上	区分なし	実費	免除	なし (保護者と生計を一にしている兄弟姉妹に限る。)
		約360万円未満	ひとり親世帯等以外 (市民税所得割額 57,700 円未満)	免除	免除	
			ひとり親世帯等※ (市民税所得割額 77,101 円未満)	免除	免除	

※ ひとり親世帯等とは、母子・父子世帯若しくは身体障害者手帳・療育手帳（愛の手帳）・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、又は特別児童扶養手当の支給対象の子ども、国民年金における障害基礎年金の受給者となる在宅障害児（者）のいる世帯のいずれかに該当している家庭です。

【免除判定の時期】

副食費の期別	令和9年度（2027年度） 4月～8月分	令和9年度（2027年度） 9月～3月分
免除判定の基となる 市民税	令和8年度（2026年度）市民税 （2025年分の収入状況）	令和9年度（2027年度）市民税 （2026年分の収入状況）
通知発送	4月初旬に通知	9月初旬に通知
通知発送対象者	免除となる方	・免除となる方 ・9月から免除対象外に変更になった方

世帯の市民税所得割額の計算時の注意点

1. 寄附金税額控除・配当控除・配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除・住宅借入金等特別税額控除・外国税額控除は適用されません。
2. 父母やお子様が祖父母の税法上の扶養になっている（扶養控除の対象になっている）場合や、父母とも非課税で生計を同一にしている祖父母（家計の主宰者と考えられる場合等）がいる場合は、該当する祖父母の市民税課税額で副食費の免除判定を行います。
3. 離婚調停中で別居をしていますが住民基本台帳上の住所が同一の場合は、世帯分離等で世帯が別となっているか、別居の申立書の提出がない限り、父母の市民税課税額の合算で副食費の免除判定を行います。
4. 婚姻関係にない同居者が同一世帯にいる場合、事実婚とみなし、同居者の市民税課税額も含めて副食費の免除判定を行います。
5. 算定対象期間に海外に在住であった方は、所得申立書等を提出いただき市民税額を推定計算することがあります。詳しくは、保育幼稚園課まで問い合わせください。

市民税未申告等の理由により所得状況が確認できない場合、副食費の免除対象となる場合であっても免除対象とはなりません。適正な免除判定の為に必ず申告等の手続きをお願いします。

（４）副食費の免除事項の変更

下記のように家庭状況が変わった場合、副食費の免除事項が変更になることがあります。

市に手続きが必要となりますので、在園のしおり（表紙裏に二次元コード掲載）等を参考に必ず手続きをしてください。

- 住所変更（同居者も含む）、勤務時間の変更、市民税額や扶養の変更があった場合
- 婚姻、離婚、妊娠、育児休業取得・復帰、生計を同一にしていた家族等が生計を別にした場合等

（５）認定こども園・幼稚園の負担金について

認定こども園・幼稚園を利用するにあたり、幼児教育・保育の質の向上を図る上で必要な対価となる特定負担金や制服代、通園バス代等の実費負担金など、保護者に負担していただくものがあります。詳しくは各施設へ問い合わせください。

第5章 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化は、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組まれるものです。
対象範囲や上限額は、年齢や保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）の有無により異なります。

1. 子育てのための「施設等利用給付認定」

認定区分	支給要件	保育の 必要性	対象施設
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	なし	新制度未移行幼稚園
新2号認定 (3～5歳児 クラス)	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の就労等により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難なもの</u>	あり	幼稚園等の預かり保育 ・満3歳児は新3号 ・年少児からは新2号 認可外保育施設、認証保育所、 一時預かり事業、ファミリー・ サポート・センター事業等 ・2歳児クラスまでは新3号 ・3歳児クラスからは新2号
新3号認定 (0～2歳児 クラス)	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労等により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるものの内、保護者及び同一世帯員が市民税非課税者であるもの</u>		

2. 保育の必要性について（新2号・新3号認定）

事由	基準
就労	月48時間以上の就労が常態であること
求職活動（内定）	求職活動を常態としてしていること、又は就労することが内定していること ※期限付き（3か月）認定となります。
出産	出産のため保育を必要としていること ※認定期間は出産予定月の前後2か月（最大5か月間）
疾病	入院、常時病臥、精神疾患又は感染症の疾病、特定疾病、その他週1日以上以上の通院かつ自宅安静が必要であり、保育を必要としていること ※認定期間は治癒又は治療等の必要がなくなった月の末日
障害	身体障害者手帳もしくは療育手帳（愛の手帳）の交付を受けていること、又は前記の障害と同等以上であり保育を必要としていること
介護・看護	同居親族・保護者からみて二親等以内の長期入院等親族、又は保護者からみて一親等の別居親族の介護・看護（月48時間以上）のために保育を必要としていること ※認定期間は事由が消滅（治癒・施設入所等）した月の末日
就学	月48時間以上の就学又は職業訓練等が常態であること
災害	災害（火災・風水害・地震等）の復旧により、保育の必要性が認められること

3. 申請書の提出先

利用施設	提出先	提出期限
新制度移行幼稚園、新制度未移行幼稚園、認定こども園	市にオンラインで申請 ※マイナンバーカードをお持ちでない等の理由によりオンライン申請ができない場合は、申請書類等をダウンロードし、紙の申請書類一式を揃えて直接市の窓口（市役所本庁舎4階保育幼稚園課・八王子駅南口総合事務所）へ提出してください。	認定希望開始日の属する月の前月15日（土日・祝日の場合は直前の本庁開庁日）まで
認可外保育施設、認証保育所等		
一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等		

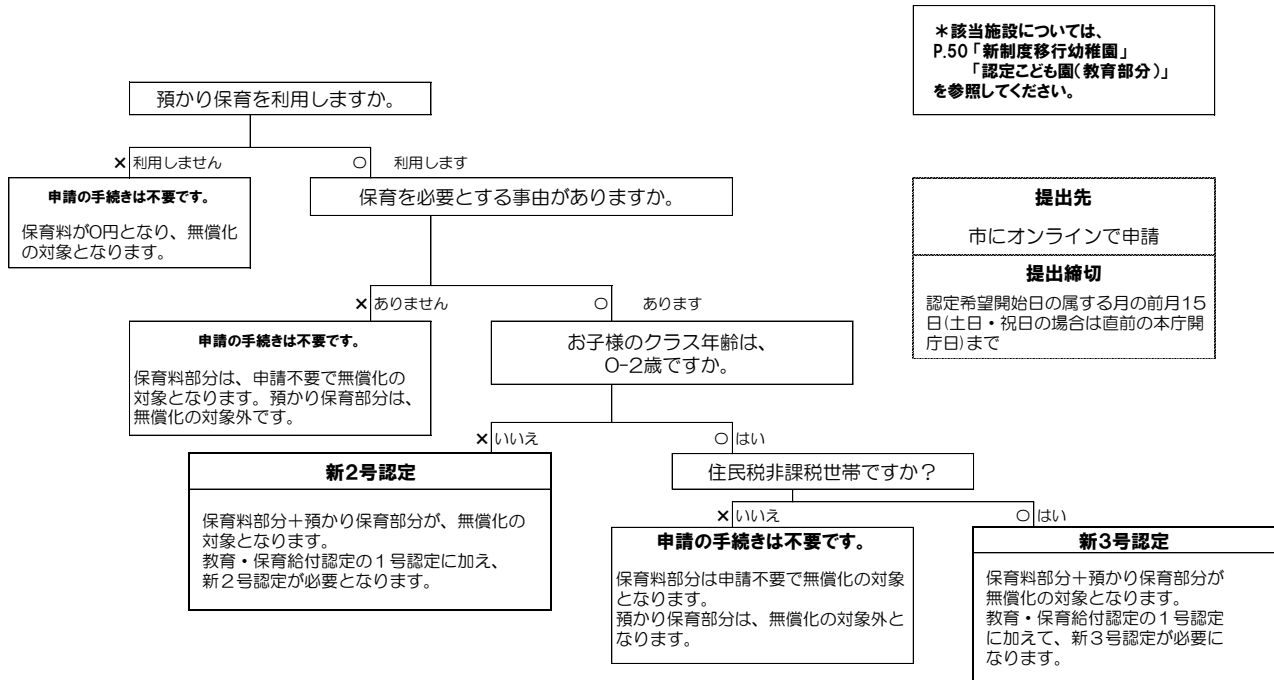
※ 申請書類はP.11の、オンライン申請はP.27の二次元コードからアクセスしてください。

※ 無償化の対象となる利用料には上限があり、利用料の全額が無償とはなりません。

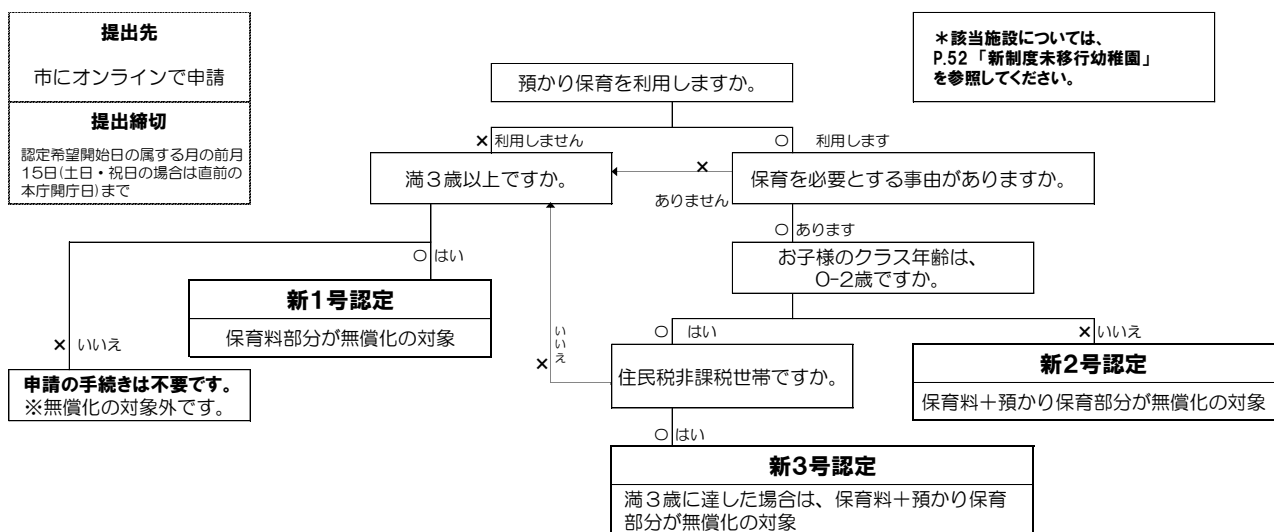
※ 市で認定事務を行い、認定通知書を送付します。

利用する施設・お子様の年齢(クラス年齢)・世帯の状況等によって、申請が異なります。

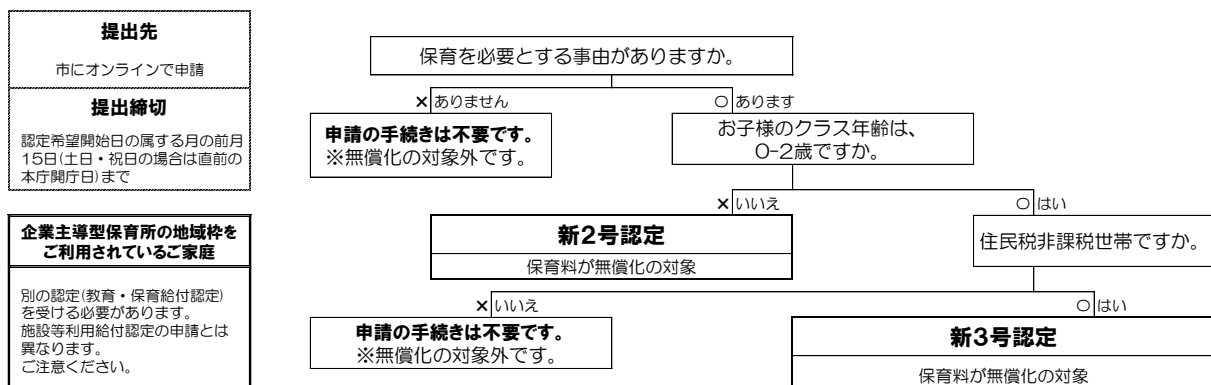
施設等利用給付認定の申請（新制度移行幼稚園・認定こども園に通い、教育・保育給付認定1号認定を受けているご家庭）



施設等利用給付認定の申請（新制度未移行幼稚園を利用するご家庭）



施設等利用給付認定の申請（認可外保育施設、認証保育所、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等を利用するご家庭）



第6章 直接契約の施設について

(1) 幼稚園・認定こども園（教育部分）

幼稚園は学校教育法に定められた学校であり、幼児を保育し適当な環境を与え、その心身の発達を助長することを目的とする教育施設です。教育時間は4時間を標準としていますが、教育時間外に「預かり保育」を行っており、共働きの家庭でも幼稚園を利用できます。

入園手続きや保育料等につきましては、利用希望施設へ直接問い合わせください。

新制度移行幼稚園

（子ども・子育て支援新制度に移行済みの施設）

地区	施設名	所在地	電話
本庁	本町幼稚園	本町16-3	625-3893
	聖公会八王子幼稚園	新町1-11	642-3564
	かしわ幼稚園	明神町1-20-7	642-0046
	八王子幼稚園	天神町22-1	623-6441
	なかよし幼稚園（令和9年4月～移行予定）	台町4-34-11	622-7339
横山	セント・ベル幼稚園	並木町33-2	661-2619
由井	サンライズ幼稚園（令和9年4月～移行予定）	片倉町1296-6	636-0458
川口	犬目幼稚園	犬目町488	625-3298
由木東	帝京大学幼稚園（令和9年4月～移行予定）	大塚359	676-9757
南大沢	多摩なかよし幼稚園（令和9年4月～移行予定）	南大沢5-23	675-1101

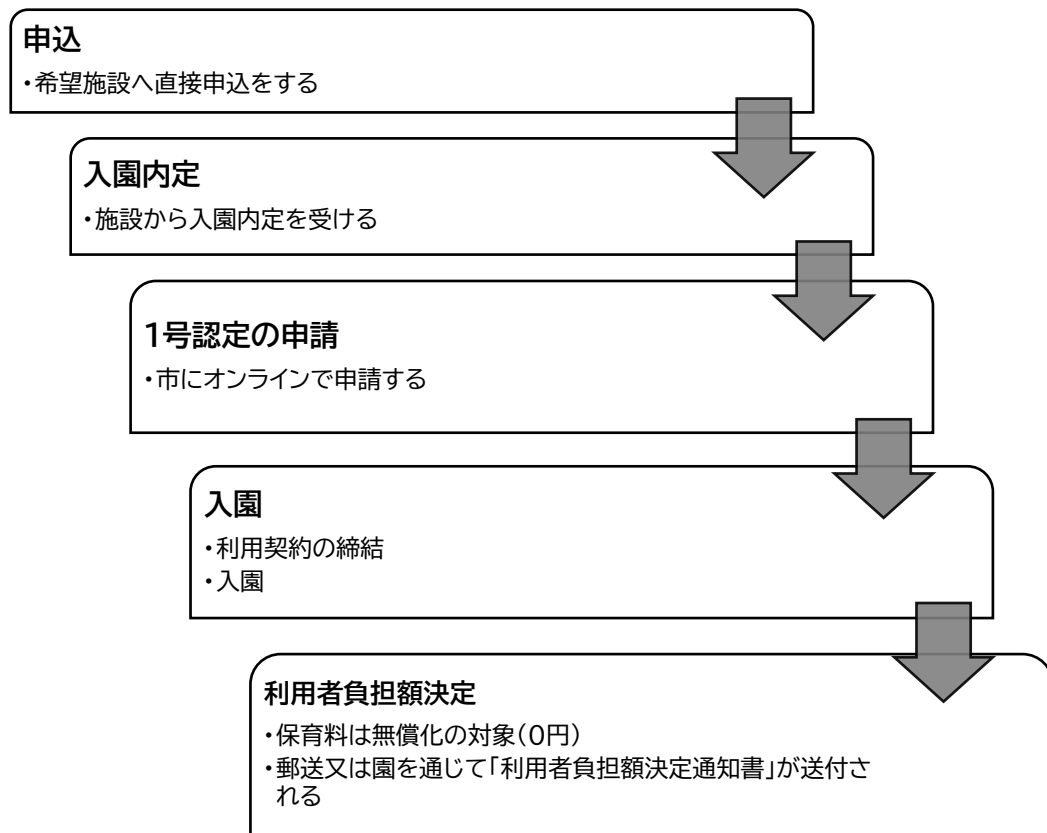
認定こども園

（教育部分）

地区	施設名	所在地	電話
本庁	共励こども園	明神町1-9-20	642-5552
	Gakkenこどもえん八王子北館	旭町1-1セレオ八王子北館5階	626-6183
	認定こども園ぽかぽか保育園大和田園	大和田町1-11-22	050-3822-2657
浅川	幼保連携型認定こども園高尾幼稚園	東浅川町515-5	664-5755
	幼保連携型認定こども園 みころも学園 みころも幼稚園	初沢町1310	661-8181
横山	敬愛こども園	散田町5-3-1	663-4017
館	幼保連携型認定こども園まごころ保育園	館町1097-96	664-8100
由井	由井さゆり学園	片倉町2436	635-0172
	さゆりの丘学園	宇津貫町945	638-0300
	みなみ野さゆり学園	七国5-14-1	635-2388
北野	長沼幼稚園	長沼町960-11	637-2526
元八王子	横川幼稚園	横川町209	622-3100
	光明第四こども園	横川町603	625-4118
	元八王子幼稚園	元八王子町2-1012-3	661-7746
川口	共励第二こども園	川口町2631	654-4005
	光明第三こども園	檜原町971	624-3051
加住	光明第七こども園	宮下町354	691-1847
由木	光明第八こども園	上柚木3-13-2	675-4811
	なみのりこども園	中山858	676-0603
南大沢	南大沢こども園	南大沢4-11	675-6228
	幼保連携型認定こども園せいび	南大沢5-12	675-1551
	せいびの森こども園	別所1-73	670-7167

必要な手続き

施設から入園内定を受けた後に教育・保育給付認定（1号認定）を取得します。



※入園が内定した幼稚園等へ、「教育・保育給付認定申請書」を提出する必要があります。

※認定こども園の教育のみを受けたい場合は、施設との直接契約となります。

※預かり保育を利用する場合、「施設等利用給付認定」も併せて取得すると預かり保育料の負担が軽減されます。



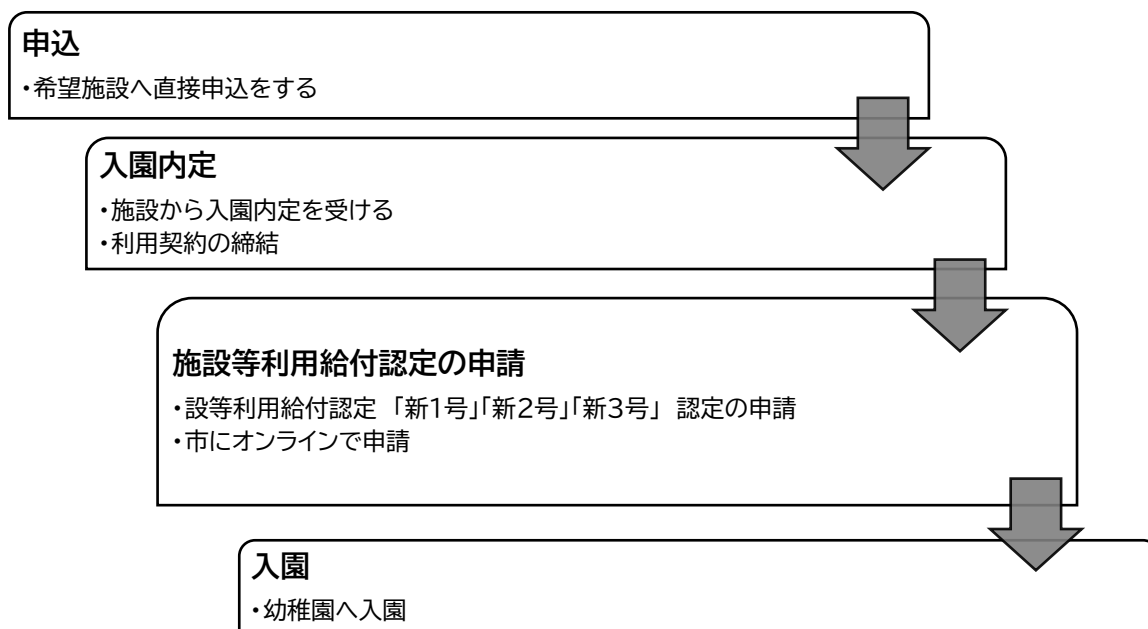
新制度未移行幼稚園

(子ども・子育て支援新制度に移行していない施設)

地区	施設名	所在地	電話
本庁	八王子実践幼稚園	台町1-12-15	622-0824
	なかの幼稚園	中野上町5-32-13	622-3001
横山	八王子白百合幼稚園	長房町75-1	661-0801
館	聖徳大学八王子幼稚園	梶田町1003	664-0972
	グリーンヒル幼稚園	寺田町432	666-1569
由井	東京ゆりかご幼稚園	七国3-50-2	632-8188
元八王子	八王子桑の実幼稚園	諏訪町212	651-1943
加住	八王子すみれ幼稚園	丹木町2-355	691-2581
由木	おさひめ幼稚園	下柚木1982	676-6326
	柚木武蔵野幼稚園	上柚木3-8	678-1220
由木東	聖徳大学多摩幼稚園	鹿島1	676-0777
	武蔵野幼稚園	松が谷24	676-0772
南大沢	麻生学園南多摩幼稚園	南大沢3-10	675-1261
	真理学園幼稚園	別所2-24	675-7865

必要な手続き

施設等利用給付認定を申請し、認定を受けることで、保育料等の負担が軽減されます。



施設等利用給付認定の詳細については、P.48「幼児教育・保育の無償化について」を参照してください。

(2) 認証保育所

認証保育所は、東京都が定めた基準を満たし設置を認証した保育施設です。

国の幼児教育・保育の無償化制度の対象施設で、3歳児クラスから5歳児クラスの児童は月極保育料の内、給食費を除いた金額に対して月額上限40,300円が無償化の対象となります。0歳児クラスから2歳児クラスの非課税世帯の児童は、月額上限45,700円が無償化の対象となります。なお、給付対象となるためには、施設等利用給付認定を取得する必要があります。また、市制度の保護者負担軽減給付費の対象ともなりますので、詳細は保育幼稚園課給付担当（042-620-7248）へお問い合わせください。保育料は施設により異なりますので、利用希望施設へ直接お問い合わせください。

A型：月120時間以上の利用が必要な0歳児から小学校就学前までのお子様が対象（定員20～120人の大規模施設）

B型：0歳児から2歳児までの保育を必要とするお子様が対象（就労証明が必須）（定員6～29人の小規模施設）



地区	施設名	所在地	電話	備考
本庁	八王子エンゼルホーム	明神町4-7-3やまとビル5・6階	656-2733	A型
	ルカ保育園	子安町4-13-8 子安サニーハイツ1階	623-6151	B型
	キッズスペースドリーム	寺町23-5	620-5180	A型
由井	八王子みなみ野雲母保育園	西片倉2-1-3みなみ野ガーデンコート1階	683-3305	A型

(3) 幼稚園類似の幼児教育施設

東京都が定めた基準を満たし、東京都知事が認定した施設です。

幼児教育・保育無償化制度の対象となる場合があります。

入園手続きや保育料等につきましては、利用希望施設へ直接お問い合わせください。

地区	施設名	所在地	電話
浅川	みどり幼児園	裏高尾町674	661-8147

(4) 認可外保育施設

認可保育所、認定こども園、地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育）及び上記の施設以外の保育を提供する施設です。

幼児教育・保育無償化制度の対象となる場合があります。給付対象となるためには、施設等利用給付認定を受け、認可外保育施設の指導監査基準を満たす施設に在籍し、月極契約している必要があります。



利用施設	年齢区分	無償化（国制度）	施設等利用給付費（市制度）	取得認定
認可外保育施設等	3～5歳児	40,300円	36,700円	新2号
	0～2歳児	対象外	38,000円	対象外
	0～2歳児 （非課税世帯）	45,700円	34,300円	新3号

第7章 その他の保育制度

特別保育提供施設一覧

【企】…企業主導型保育施設

地区	保育所名	一時	休日	年末	緊急	定期	電話
本庁	光明第一保育園	★			▲	□	623-3386
	市立千人保育園	★	◎	●	▲	□	661-3360／070-1270-1885
	白百合ベビーホーム	★			▲		622-2196
	※市立子安保育園	★		●	▲	□	622-3343／070-1270-1875
	八王子ふたば保育園	★			▲		622-3403
	市立津久田保育園	★			▲	□	622-7390／070-1270-1935
	市立富士見台保育園				▲		643-0353／070-1270-1931
	認定こども園ぼかぼか保育園大和田園	★					050-3822-2657
浅川	浅川保育園	★			▲	□	661-0516
	市立高尾保育園				▲		661-2431／070-1270-1895
横山	たんぼぼ保育園	★			▲		664-1861
	市立長房西保育園	★					664-2583
	市立長房中央保育園				▲		662-2060／070-1270-1973
	敬愛こども園	★			▲	□	663-4017
館	白百合們田保育園	★			▲		666-7535
	幼保連携型認定こども園まごころ保育園	★					664-8100
由井	市立みなみ野保育園	★			▲	□	637-8828／070-1270-2025
	みなみ野敬愛保育園	★			▲	□	637-5265
北野	市立北野保育園				▲		644-3725／070-1270-1980
	ことのは保育園～玉南北野～【企】	★					697-0358
石川	ぼかぼか保育園コープ高倉【企】	★					649-5339
	ひなた保育園	★			▲	□	656-8816
元八王子	諏訪保育園	★			▲	□	651-4555
	八王子隣保館保育園	★			▲		622-8130
	市立元八王子保育園	★			▲	□	625-8005／070-1270-2062
	城山保育園	★				□	664-1262
恩方	市立恩方保育園				▲		651-3851／070-1270-1906
川口	光明第三こども園	★			▲	□	624-3051
加住	企業主導型保育所 かいらくえん【企】	★					691-1868
由木	敬愛フレンド保育園	★			▲	□	678-2921
	わらべ里山保育園	★			▲	□	679-1151
	駅前なかよし保育園第2	★			▲	□	674-1154
	ことのは保育園～ユギムラ～【企】	★					689-4193
	光明第八こども園	★			▲	□	675-4811
南大沢	由木あすなろ保育園	★					675-1561
	駅前なかよし保育園第1	★			▲	□	670-1154
	京王キッズプラッツ南大沢		◎				676-3388

※詳細（申込・保育料・保育時間等）については、各施設へ問い合わせください。

※市立子安保育園の緊急保育はお子様の年齢が3～5歳の場合、市立子安保育園いずみの森分園での提供となります。

1. 一時保育

保護者が一時的な事由（就労・傷病・介護、看護・冠婚葬祭・リフレッシュ等）により保育を必要とする場合に、お子様をお預かりする制度です。原則として、市内在住の未就園児のお子様を対象となります。

※利用日・保育料・受入年齢等は、施設により異なります。詳しくは、各施設へ問い合わせください。

2. 休日保育

日曜日・祝日に、保護者が就労等により保育を必要とする場合に、お子様をお預かりする制度です。市内在住の満1歳から就学前のお子様を対象となります。利用するお子様が、利用日時時点で認可保育施設に在籍し、教育・保育給付認定（2号又は3号認定）を受けている時、認定事由と休日保育を利用する事由が同じ場合は保育料が無料となります。

3. 年末保育

12月29日から12月31日の年末で保護者が就労等により保育を必要とする場合に、お子様をお預かりする制度です。市内在住の満1歳から就学前のお子様を対象となります。

4. 緊急保育

保護者が傷病・看護・介護・災害等で1週間以上（最大4週間）家庭での保育が困難になった場合に、お子様をお預かりする制度です。市内在住の未就園児で、満1歳から就学前のお子様を対象となります。

5. 定期利用保育

保護者が就労等により継続的に保育を必要とする場合、決まった曜日及び時間にお子様をお預かりする制度です。市内在住の未就園児で、満1歳から就学前のお子様を対象となります。

1～5の制度に関する問い合わせ・申込

保育幼稚園課

公立保育所運営担当 042-620-7447

最新情報・詳細▶



6. 病児・病後児保育

生後 57 日目から小学校 3 年生までのお子様が病気にかかり、集団生活が困難な期間に保護者がお休みできない場合等で一時的にお子様をお預かりする子育て支援事業です。

なお、利用には事前登録が必要です。

6 の制度に関する問い合わせ・申込

保育幼稚園課 給付担当

042-620-7248

最新情報・詳細



7. ショートステイ

保護者が様々な理由で一時的にお子様の養育が困難な時、お子様を預かる制度です。お子様を宿泊で預かり、食事・入浴等のお世話をします。

8. トワイライトステイ

保護者が就労等のため、帰宅が夜間に渡る等の理由でお子様の養育が困難な時、午後 5 時から午後 10 時までの間、施設でお子様をお預かりする制度です。

7・8 の制度に関する問い合わせ・申込

こども家庭センター

042-656-8225

最新情報・詳細▶



9. ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けをしてほしい方（依頼会員）とお手伝いできる方（提供会員）が会員登録をし、地域の中で相互に助け合う活動です。利用の際は、提供会員とアドバイザー同席で事前打合せ（無料）と慣らし保育（有料）が必要です。

9 の制度に関する問い合わせ・申込

八王子ファミリー・サポート・

センター 042-648-2157

最新情報・詳細▶



10. 未就園児すくてく通園事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労の有無に関わらず、生後 6 か月から満 3 歳未満の幼稚園、保育所、認定こども園などに在籍していないお子様をお預かりし、お子様の育ちを応援する制度です。利用には認定が必要です。

10 の制度に関する問い合わせ・申込

保育幼稚園課 給付担当

042-620-7248

最新情報・詳細▶



園見学チェックリスト

お子様の状況で気になっている点（アレルギーがある、成長がゆっくり、食が細い等）がある場合は、園の対応について見学時にしっかり確認しましょう。

園名：

通園時間：

見学日： 月 日（ ）

保育時間

☐ 保育時間

☐ 延長保育 有 無

時間：

料金：

☐ 土曜保育 有 無 ※提出書類や事前面談等の有無も確認

利用条件：

利用方法：

必要書類：

☐ 慣らし保育 ※進め方や期間を確認

施設運営の方針や雰囲気

聞いておきたいこと

食事

☐ 離乳食対応

☐ 食べられなかった場合の対応

☐ アレルギー対応

伝えたいこと

病気・緊急時対応

☐ 災害時の連絡方法

☐ 発熱時のお迎え基準

その他

☐ 駐車場・駐輪場 有 無

☐ 保護者参加行事

☐ 行事があるとときの保育利用

☐ 保育料以外の費用

備考

保育施設一覧

施設情報は、令和8年7月に各施設から提供された令和9年度の内容を掲載しています。最新の情報は園にご確認ください。

産休明け…入園を希望する月の初日に生後56日を経過している児童のこと 延長保育料…開所時間外に延長保育を利用する場合の料金

《施設区分》 記載なし…保育園 【認】…認定こども園 【家】…家庭的保育 【小】…小規模保育 【事】…事業所内保育

地域	園名	所在地	電話	受入年齢	開所時間	保育短時間
本庁	光明第一保育園	八木町8-11	623-3386	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30
	ピノキオ幼児舎西八王子保育園	千人町2-18-7 西八TKビル2F	668-7381	産休明け	7:00-18:00	8:00-16:00
	市立千人保育園	千人町3-5-17	661-3360 070-1270-1885	1歳	7:30-18:30	9:00-17:00
	多摩文化保育園	千人町4-1-6	661-6045	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30
	白百合ベビーホーム	元本郷町2-6-20	622-2196	産休明け～2歳	7:00-18:00	8:30-16:30
	白百合多賀保育園	元本郷町3-8-16	622-2054	1歳	7:30-18:30	8:30-16:30
	白百合第二ベビーホーム	平岡町20-3	626-7537	産休明け～2歳	7:00-18:00	8:30-16:30
	静教保育園	元横山町3-19-13	622-2093	1歳	7:30-18:30	9:00-17:00
	つくし保育園	明神町1-22-20	643-5294	産休明け～2歳	7:00-18:00	8:30-16:30
	愛光大和田保育園ステーション	明神町4-5-3 橋捷ビル1F	631-1358	1歳	7:30-18:30	8:00-16:00
	船森保育園	明神町4-9-1	644-9044	2歳	7:00-18:00	8:30-16:30
	藤井保育園	子安町2-23-25	642-5794	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30
	市立子安保育園	子安町4-31-1	622-3343 070-1270-1875	1歳～2歳※	7:30-18:30	9:00-17:00
	市立子安保育園いずみの森分園	子安町2-18-1	642-7677 070-1270-1884	3歳	7:30-18:30	9:00-17:00
	まや保育園	寺町1	625-6224	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30
	よろず保育園	万町3-1	626-3138	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30
	桑都保育園	小門町7-18	626-2114	産休明け	7:30-18:30	9:00-17:00
	わらべふじ森保育園	台町1-25-5	621-1151	産休明け	7:00-18:00	9:00-17:00
	八王子ふたば保育園	台町4-4-14	622-3403	1歳	7:00-18:00	8:30-16:30

開所時間内延長保育料…保育短時間認定の児童が開所時間内に延長保育を利用する場合の料金

※最新の施設情報は、必ず各施設へ問い合わせください。

延長保育時間	延長保育可能年齢	延長保育料	開所時間内延長保育料	定員	備考
18：00-19：00	満1歳～	月額3,200円	1回15分250円	350	
18：00-19：30	満1歳～	月額制3,000円～6,000円	60分500円	46	
18：30-19：00	制限なし	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	57	
18：00-19：00	満1歳～	月額3,200円 1回30分350円	月額30分700円 1回10分100円	120	
18：00-19：00	制限なし	月額1,600円 1回10分50円 チケット制	月額1,600円 1回10分50円 チケット制	45	
18：30-19：00	制限なし	月額1,600円 1回10分50円 チケット制	1回10分50円 チケット制	80	
18：00-19：00	制限なし	月額1,600円 1回10分50円 チケット制	月額1,600円 1回10分50円 チケット制	30	
18：30-19：00	制限なし	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	70	
18：00-19：00	制限なし	※1	※2	30	※1【月額30分】0歳4,000円／1歳3,000円／2歳2,500円 【月額60分】0歳6,000円／1歳5,000円／2歳4,000円【1回15分】0歳300円／1歳250円／2歳200円 ※2【1回15分】0歳300円／1歳250円／2歳200円
未実施	未実施	未実施	1回30分500円	25	
18：00-19：00	制限なし	月額上限6,000円 1回10分100円	1回10分100円	120	
18：00-19：00	満1歳～	※1	※2	69	※1【月額30分】3歳クラス未満3,000円／3歳クラス以上2,500円【月額60分】3歳クラス未満4,000円／3歳クラス以上3,500円【日額1回15分】3歳クラス未満150円／3歳クラス以上100円 ※2【1回15分】3歳クラス未満150円／3歳クラス以上100円
18：30-19：00	制限なし	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	40	※2歳クラス修了後は、子安保育園いずみの森分園に進級します。
18：30-19：00	制限なし	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	60	
18：00-19：00	満1歳～	1回15分150円	1回15分150円	110	
18：00-19：00	制限なし	※1	※2	102	※1【月額30分】0歳クラス4,000円／1歳クラス3,000円／2歳クラス以上2,500円【月額60分】0歳クラス6,000円／1歳クラス5,000円／2歳クラス以上4,000円【1回15分】0歳クラス300円／1歳クラス250円／2歳クラス以上200円 ※2【1回15分】0歳クラス300円／1歳クラス250円／2歳クラス以上200円
未実施	未実施	未実施	1回15分200円	109	
月-金 18：00-19：30 土曜日 18：00-19：00	満1歳～	※1	※2	100	※1【月額60分】4,200円（補食代含む）【月額90分】6,800円（夕食代含む）【随時利用】15分200円（60分利用時は補食代100円／90分利用時は夕食代200円別途あり。） ※2【月額60分】3,200円【随時利用】15分200円
18：00-19：00	制限なし	※	1回30分300円	60	※【月額】3歳クラス未満4,000円／3歳クラス以上3,000円【1回30分】300円【1回60分】500円

保育施設一覧

施設情報は、令和8年7月に各施設から提供された令和9年度の内容を掲載しています。最新の情報は園にご確認ください。

産休明け…入園を希望する月の初日に生後56日を経過している児童のこと 延長保育料…開所時間外に延長保育を利用する場合の料金

《施設区分》 記載なし…保育園 【認】…認定こども園 【家】…家庭的保育 【小】…小規模保育 【事】…事業所内保育

地域	園名	所在地	電話	受入年齢	開所時間	保育短時間
本庁	甲ノ原保育園	中野町2517-2	623-1509	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30 9:00-17:00
	市立津久田保育園	中野山王3-22-3	622-7390 070-1270-1935	産休明け	7:30-18:30	9:00-17:00
	市立中野保育園	中野上町1-22-11	622-3454	1歳	7:30-18:30	9:00-17:00
	フエロー第二保育園	中野上町1-15-8	655-6331	産休明け～ 2歳	7:15-18:15	8:30-16:30
	南原台保育園	大和田町1-3-14	646-7843	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30
	敬愛ハーモニー保育園	大和田町2-20-2	646-5060	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30
	愛光大和田保育園	大和田町5-9-4	645-8828	3歳	7:30-18:30	8:00-16:00
	愛光大和田保育園ちいさなおうち	大和田町5-3-20	649-3266	6か月～ 2歳※	7:30-18:30	8:00-16:00
	愛光大和田保育園アネックス	大和田町5-11-18	660-0358	1歳	7:30-18:30	8:00-16:00
	省我保育園	大和田町7-6-17	646-7835	産休明け	7:30-18:30	9:00-17:00
	市立富士見台保育園	富士見町21-1	643-0353 070-1270-1931	1歳	7:30-18:30	9:00-17:00
	共励こども園【認】	明神町1-9-20	642-5552	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30
	Gakkenこどもえん 八王子北館【認】	旭町1-1 セレオ八王子北館5階	626-6183	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30
	認定こども園 ぽかぽか保育園 大和田園【認】	大和田町1-11-22	050-3822-2657	2歳	7:30-18:30	8:30-16:30
	認定こども園 ぽかぽか保育園 大和田園分園【認】	大和田町5-11-8	050-3822-2657	産休明け～ 1歳	7:30-18:30	8:30-16:30
	ベビールームアンジュ（阿部 さおり）【家】	本町22-9	697-3803	産休明け～ 2歳	8:00-16:30 （土曜日休み）	開所時間の うち8時間
	ほっぺるランド西八王子【小】	千人町1-1-11 Jロードハイム1階	666-0360	産休明け～ 2歳	7:00-18:00	9:00-17:00
	わくわくランド【小】	千人町3-1-8	629-9604	産休明け～ 2歳	8:00-17:00 （土曜日休み）	開所時間の うち8時間
	市立市役所内保育園【小】	元本郷町3-24-1	620-8816	産休明け～ 2歳	7:30-18:30	9:00-17:00
	こばと保育園【小】	中野上町1-32-19 ルミエールⅠ-101	624-1730	産休明け～ 2歳	7:30-18:30	8:30-16:30
	キッズスペースドリーム大和田【小】	大和田町4-21-6	649-5335	産休明け～ 2歳	7:15-18:15	8:30-16:30
	おひさま保育園【事】	南町4-1	649-6880	6か月～ 2歳	7:30-18:30 （土曜日休み）	8:30-16:30
	なかの幼稚園内保育所さくら【事】	中野上町5-39-15	686-0391	1歳～2歳	8:00-17:00 （土曜日休み）	8:30-16:30

開所時間内延長保育料…保育短時間認定の児童が開所時間内に延長保育を利用する場合の料金

※最新の施設情報は、必ず各施設へ問い合わせください。

延長保育時間	延長保育可能年齢	延長保育料	開所時間内延長保育料	定員	備考
18：00-19：00	離乳食完了後の満1歳～	※	1回15分150円	225	※1【月額】5,000円【1回15分】150円（保育短時間の方は18：00以降月額5,000円のための利用となります。） ※園舎改築中です。（令和10年4月完了予定）
18：30-19：00	満1歳～	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	74	
18：30-19：00	制限なし	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	85	
未実施	未実施	未実施	1回10分100円	35	
未実施	未実施	未実施	1回60分300円	69	
18：00-19：00	満1歳～	月額制なし 1回30分300円	1回30分200円	70	
未実施	未実施	未実施	1回30分500円	57	※2歳クラスまでは、道路を挟んで向かいにある愛光大和田保育園ちいさなおうちで保育を行います。
未実施	未実施	未実施	1回30分500円	44	※2歳クラス修了後は、道路を挟んで向かいにある愛光大和田保育園の3歳クラスに進級します。
未実施	未実施	未実施	1回30分500円	44	
※1	満1歳～	※2	1回15分150円	100	※1（朝）7：00-7：29／（夕）18：31-19：00 ※2【月額（前延長30分・後延長30分）】各2,500円【1回15分】150円
18：30-19：00	制限なし	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	39	
18：00-18：30	3歳クラス～	※	認定内容による	278	※【月額】6,000円【1回10分】500円 ◎減免制度あり
18：00-20：00	制限なし	1回30分500円	1回30分500円	52	
7：00-7：30 18：30-19：00	制限なし	月額5,000円※ 15分500円	月額5,000円※ 15分500円	64	※延長保育料：2・3号 短時間ですと6,000円/月となります。
7：00-7：30 18：30-19：00	制限なし	月額5,000円※1 15分500円	月額5,000円※1 15分500円	16	※1 延長保育料：2・3号 短時間ですと6,000円/月となります。 ※1歳クラス修了後は、ぽかぽか保育園大和田園に進級します。
未実施（緊急の場合を除く。）	制限なし	1回15分250円	1回15分250円	4	
18：01-20：00	1歳クラス～	※	60分1,000円	19	※【月額】60分1,500円／120分2,500円【1回1時間】1,000円
未実施（緊急の場合を除く。）	未実施	未実施	1回15分250円	12	
18：30-19：00	満1歳～	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	16	
未実施（緊急の場合を除く。）	未実施	未実施	1回15分250円	19	
18：15-19：15	制限なし	※	※	17	※延長保育料については、施設に確認してください。
未実施	未実施	未実施	1回30分500円	19	
未実施	未実施	未実施	未実施	12	

保育施設一覧

施設情報は、令和8年7月に各施設から提供された令和9年度の内容を掲載しています。最新の情報は園にご確認ください。

産休明け…入園を希望する月の初日に生後56日を経過している児童のこと 延長保育料…開所時間外に延長保育を利用する場合の料金

《施設区分》 記載なし…保育園 【認】…認定こども園 【家】…家庭的保育 【小】…小規模保育 【事】…事業所内保育

地域	園名	所在地	電話	受入年齢	開所時間	保育短時間
浅川	敬愛たかお保育園	東浅川町550-32	667-1077	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30
	保育園コスモ・アレー	東浅川町709-1 新都市はざま1階	664-6677	産休明け～2歳	7:30-18:30	8:30-16:30
	浅川保育園	東浅川町968	661-0516	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30
	みころん保育園	初沢町1303 オルタシア1・2階	668-0006	産休明け～2歳	7:30-18:30	9:00-17:00
	みころん保育園分園	初沢町1348 エクセルコート谷合2F	673-5882	1歳～2歳	7:30-18:30	9:00-17:00
	市立高尾保育園	高尾町1737	661-2431 070-1270-1895	1歳	7:30-18:30	9:00-17:00
	幼保連携型認定こども園高尾幼稚園【認】	東浅川町515-5	664-5755	6か月	7:30-18:30	8:30-16:30
	幼保連携型認定こども園みころも学園 みころも幼稚園【認】	初沢町1310	661-8181	産休明け	7:30-18:30	9:00-17:00
横山	山田保育園	散田町2-46-11	663-2238	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30
	敬愛シンフォニー保育園	散田町4-7-11	669-5501	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30
	たんぼぼ保育園	散田町5-17-20	664-1861	産休明け	7:15-18:15	8:45-16:45
	敬愛クレヨン保育園	散田町5-8-20	669-0161	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30
	光明第五保育園	山田町1688-2	664-0854	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30
	めじろ保育園	山田町1888-6	664-2594	6か月	7:15-18:15	8:45-16:45
	長房みなみ保育園	長房町355-4	673-5564	産休明け	7:30-18:30	9:00-17:00
	市立長房西保育園	長房町588 都営西8号棟	664-2583	産休明け	7:30-18:30	9:00-17:00
	市立長房中央保育園	長房町588 都営西29号棟	662-2060 070-1270-1973	産休明け	7:30-18:30	9:00-17:00
	よこかわキッズステーション【認】	散田町3-1-16-101	665-0888	1歳～2歳※	7:30-18:30 (土曜日休み)	9:00-17:00 (土曜日休み)
	敬愛こども園【認】	散田町5-3-1	663-4040	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30
	保育室ももの木（大木瞳）【家】	散田町1-2-3	629-9318	産休明け～2歳	8:00-17:00 (土曜日休み)	開所時間のうち8時間
	セント・ベル幼稚園附属サニー・ベル【事】	並木町36-19	673-2718	4か月～2歳	7:30-18:30 (土曜日休み)	8:30-16:30 (土曜日休み)

開所時間内延長保育料…保育短時間認定の児童が開所時間内に延長保育を利用する場合の料金

※最新の施設情報は、必ず各施設へ問い合わせください。

延長保育時間	延長保育可能年齢	延長保育料	開所時間内延長保育料	定員	備考
18：00-19：00	制限なし	※	1回30分200円	99	※【月額】6,000円【1回30分】0歳600円／1歳以上300円
18：30-19：00	離乳食完了後の満1歳～	月額3,000円 1回30分400円	月額30分3,000円 1回30分400円	30	
18：00-18：30	離乳食完了後の満1歳～	月額2,500円 15分250円	月額2,500円 15分250円	136	
18：30-19：00	満1歳～	1回10分300円	月額30分1,000円 1回10分100円	50	
18：30-19：00	1歳～	1回10分300円	月額30分1,000円 1回10分100円	20	
18：30-19：00	制限なし	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	36	
18：30-19：00	制限なし	15分100円	15分100円	170	※土曜日開所日も同様です。
18：30-19：00	3歳クラス～	1回10分300円	※	166	※【1回30分】～17：00まで100円／17：00以降200円
18：00-19：00	離乳食完了後の満1歳～	※	1回10分300円	100	※【月額】15分 満1～2歳1,250円、3歳～1,050円／30分 満1～2歳2,500円、3歳～2,100円／60分 満1～2歳5,000円、3歳～4,200円【1回10分】300円
18：00-19：00	満1歳～	1回30分300円	コアタイム 1回30分200円	100	
18：16-19：15	満1歳～	月額3,000円 1回60分1,000円	※	71	※短時間認定の方の延長保育料 1回500円 ①7：15～8：45 ②16：45～18：15
18：00-19：00	満1歳～	月額制なし 1回30分300円	1回30分200円	80	
18：30-19：00	満1歳～	月額1,600円 1回15分250円	1回15分250円	100	
18：15-18：45	満1歳～	※1	1回15分200円	90	※1【月額】15分2,000円／30分4,000円【1回】15分200円／30分500円 ※園舎改築中です。（令和10年3月完了予定）
18：30-19：00	1歳クラス～	月額2,500円 1回15分200円	1回15分200円	80	
18：30-19：00	離乳食完了後の満1歳～	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	100	
18：30-19：00	満1歳～	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	45	
開所時間内で延長可	満1歳～	未実施	1回30分200円	20	※2歳クラス修了後は、横川幼稚園（認定こども園）の2号3歳クラスに進級します。 ※横川幼稚園進級後は、園シャトルバスを利用し、よこかわキッズステーションで送迎できます。
18：00-19：00	満1歳～	月額6,000円 1回30分300円	1回30分200円	122	
開所時間内で延長可	制限なし	未実施	1回15分250円	5	
開所時間内で延長可	制限なし	未実施	1回30分500円	9	

保育施設一覧

施設情報は、令和8年7月に各施設から提供された令和9年度の内容を掲載しています。最新の情報は園にご確認ください。

産休明け…入園を希望する月の初日に生後56日を経過している児童のこと 延長保育料…開所時間外に延長保育を利用する場合の料金

《施設区分》 記載なし…保育園 【認】…認定こども園 【家】…家庭的保育 【小】…小規模保育 【事】…事業所内保育

地域	園名	所在地	電話	受入年齢	開所時間	保育短時間
館	白百合櫛田保育園	櫛田町529-5	666-7535	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30
	館ヶ丘保育園	館町1097	664-1073	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30
	八王子ひまわり保育園	館町1629	661-3046	産休明け	7:00-18:00	9:00-17:00
	白百合寺田保育園	寺田町432-126	664-5992	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30
	幼保連携型認定こども園まごころ保育園【認】	館町1097-96	664-8100	産休明け	7:15-18:15	8:30-16:30
	丘の上保育室（真柄 まゆみ）【家】	大船町156-38	666-2631	産休明け～2歳	8:30-16:30 （土曜日休み）	
由井	星の子保育園	片倉町704-14	632-2525	1歳	7:00-18:00	8:30-16:30
	星の子保育園分園	片倉町717-4 サンライズ1F	未定	産休明け～0歳	7:00-18:00	8:30-16:30
	八王子西片倉雲母保育園	西片倉3-21-5	632-2230	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30
	市立みなみ野保育園	みなみ野6-1-1	637-8828 070-1270-2025	産休明け	7:30-18:30	9:00-17:00
	みなみ野敬愛保育園	七国3-53-1	637-5265	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30
	由井さゆり学園【認】	片倉町2436	635-0172	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30
	さゆりの丘学園【認】	宇津貫町945	638-0300	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30
	みなみ野さゆり学園【認】	七国5-14-1	635-2388	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30
	ピヨピヨ保育室ひよっこ（渡邊 万裕子）【家】	片倉町937-103	697-2680	産休明け～2歳	8:30-16:30 （土曜日休み）	開所時間のうち8時間
	スマイルベビールーム（赤崎 裕子）【家】	みなみ野4-16-13	635-7739	産休明け～2歳	8:00-16:30 （土曜日休み）	開所時間のうち8時間
	森のゆりかご【小】	七国3-50-2	632-8187	1歳～2歳	8:00-17:00 （土曜日休み）	8:30-16:30
	クラージュ保育園【事】	七国4-13-1	683-0955	産休明け～2歳	7:00-18:00	9:00-17:00
北野	敬愛きたの保育園	北野町545-3 きたのタウンビル3階	646-1631	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30
	市立北野保育園	北野町570-12	644-3725 070-1270-1980	1歳	7:30-18:30	9:00-17:00
	北野ひなた保育園	打越町2003-4 エントピア北野1・2階	632-8816	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30
	打越保育園	長沼町793	635-2415	産休明け	7:00-18:00	8:15-16:15
	認定こども園 長沼幼稚園【認】	長沼町960-11	637-2526	3歳	7:30-18:30 （土曜日休み）	8:00-16:00 （土曜日休み）
	にじいろハウス（安齊 智美）【家】	長沼町738-22	070-9030-8149	産休明け～2歳	8:30-17:00 （土曜日休み）	開所時間のうち8時間
	テクノすくすく保育園【事】	打越町2002-7	632-1818	1歳～2歳	7:30-18:30 （土曜日休み）	8:00-16:00 （土曜日休み）

開所時間内延長保育料…保育短時間認定の児童が開所時間内に延長保育を利用する場合の料金

※最新の施設情報は、必ず各施設へ問い合わせください。

延長保育時間	延長保育可能年齢	延長保育料	開所時間内延長保育料	定員	備考
18：00-19：00	制限なし	月額1,600円 1回10分50円	月額1,600円 1回10分50円	100	
18：00-19：00	満1歳～	※	1回10分100円	60	※【月額】2歳クラス未満 30分2,000円、60分4,000円／2歳クラス以上 30分1,750円、60分3,500円 【1回10分】100円
18：00-19：00	満1歳～	※	1回15分150円	110	※【月額】30分2,500円／60分5,000円【1回15分】250円（臨時利用）
18：00-19：00	制限なし	月額1,600円 1回10分50円	月額1,600円 1回10分50円	120	
7：00-7：15 18：15-18：30	満1歳～	1回15分200円 月額制あり	※	100	※恒常的に利用するものは徴収することもあります。（市区町村の規定により免除されるものを除く。）
未実施（緊急の場合を除く。）	制限なし	緊急の場合のみ 1回15分250円	1回15分250円	5	
18：00-19：00	1歳クラス～	月額制なし 1回30分500円	月額制なし 1回30分500円	80	
未実施	未実施	未実施	月額制なし 1回30分500円	9	令和9年4月1日開園します。電話番号は未定です。
18：00-20：00	制限なし	月額0歳5,200円 1・2歳4,000円 3-5歳3,500円	60分940円 15分単位で利用可	60	※駐車場の用意がないため、車での送迎不可です。
18：30-19：30	満1歳～	月額3,200円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	86	
18：00-19：00	満1歳～	月額6,000円 1回30分300円	1回30分200円	130	
18：30-19：30	満1歳～	2号：1回30分200円 3号：1回30分300円	1回30分300円	115	
18：30-19：30	満1歳～	2号：1回30分200円 3号：1回30分300円	1回30分300円	135	
18：30-19：30	満1歳～	2号：1回30分200円 3号：1回30分300円	1回30分300円	95	
未実施（緊急の場合を除く。）	制限なし	緊急の場合のみ 1回15分250円	1回15分250円	5	
未実施（緊急の場合を除く。）	制限なし	1回15分250円	1回15分250円	5	
未実施	未実施	未実施	1回15分300円	18	
18：00-20：00	制限なし	1回15分250円	1回15分250円	19	
18：00-19：00	制限なし	※1	※2	80	※1【1回30分】0歳600円／1歳以上300円 月額制なし ※2【1回30分】200円
18：30-19：00	制限なし	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	69	
18：30-19：30	満1歳～	月額3,200円 1回15分200円	※	115	※【月額】7：30-8：30 3,200円／16：30-18：30 6,400円【1回15分】200円
18：00-19：00	満1歳～	月額30分1,600円 60分3,200円 1回30分300円	1回30分300円	140	
開所時間内で延長可	3歳クラス～	未実施	※	35	※朝利用時30分（～8：00）200円／夜利用時60分（～17：00）150円／90分（～17：30）300円／120分（～18：00）500円／150分（～18：30）700円
未実施（緊急の場合を除く。）	制限なし	1回15分250円	1回15分250円	5	
未実施	未実施	未実施	未実施	5	

保育施設一覧

施設情報は、令和8年7月に各施設から提供された令和9年度の内容を掲載しています。最新の情報は園にご確認ください。

産休明け…入園を希望する月の初日に生後56日を経過している児童のこと 延長保育料…開所時間外に延長保育を利用する場合の料金

《施設区分》 記載なし…保育園 【認】…認定こども園 【家】…家庭的保育 【小】…小規模保育 【事】…事業所内保育

地域	園名	所在地	電話	受入年齢	開所時間	保育短時間
石川	敬愛高倉保育園	高倉町46-1	645-6057	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30
	ひなた保育園	石川町1094-2	656-8816	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30
	市立石川保育園	石川町2966-8	642-2853	1歳	7:30-18:30	9:00-17:00
	多摩小ばと保育園	石川町3279	642-9300	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30
	わらべ保育園	宇津木町832	691-3775	産休明け	7:00-18:00	9:00-17:00
	わらべうつき台保育園	久保山町1-21	691-3733	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30
元八王子	さつき保育園	大楽寺町347-1	625-1551	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30
	フエロー保育園	大楽寺町508-1	626-6801	産休明け～ 2歳	7:15-18:15	8:30-16:30
	諏訪保育園	諏訪町5	651-4555	2歳	7:30-18:30	8:30-16:30
	諏訪保育園のぞみ乳児園	上壱分方町422-1	652-9400	産休明け～ 1歳※	7:30-18:30	8:30-16:30
	松枝保育園	諏訪町1922-1	651-3170	産休明け	7:15-18:15	8:30-16:30
	八王子隣保館保育園	叶谷町1133	622-8130	産休明け	7:30-18:30	9:00-17:00
	横川保育園	横川町108	623-6081	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30
	市立元八王子保育園	式分方町739	625-8005 070-1270-2062	1歳	7:30-18:30	9:00-17:00
	城山保育園	元八王子町2-2025-2	664-1262	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30
	横川幼稚園【認】	横川町209	622-3100	1歳	7:30-18:30 (土曜日休み)	9:00-17:00
	光明第四こども園【認】	横川町603	625-4118	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30
	元八王子幼稚園【認】	元八王子町2-1012-3	661-7746	2歳	7:30-18:30	9:00-17:00
	ちいさいおうち保育室 (峰岸 百合)【家】	諏訪町156	652-5282	産休明け～ 2歳	8:30-17:00 (土曜日休み)	開所時間の うち8時間
	mignon bébé ミニヨンベベ (佐藤 豊子)【家】	横川町108-171	634-8008	産休明け～ 2歳	8:30-16:30 (土曜日休み)	開所時間内 (8時間)
	ナーサリーくわのみ【小】	諏訪町212-6	651-9073	1歳～2歳	8:00-17:00 (土曜日休み)	8:30-16:30
恩方	元木保育園	下恩方町595	651-3711	3か月	7:15-18:15	8:30-16:30
	市立恩方保育園	下恩方町1314	651-3851 070-1270-1906	1歳	7:30-18:30	9:00-17:00
	ベテル保育園	西寺方町716-2	651-1977	産休明け	7:15-18:15	8:45-16:45
川口	からまつ保育園	川口町1543	654-3377	産休明け	7:00-18:00	9:00-17:00
	美山保育園	美山町1791-3	651-2721	3か月	7:15-18:15	9:00-17:00
	共励第二こども園【認】	川口町2631	654-4005	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30
	光明第三こども園【認】	檜原町971	624-3051	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30
	笠原保育室(笠原 雅美) 【家】	川口町3715-14	654-6535	産休明け～ 2歳	8:00-17:00 (土曜日休み)	開所時間の うち8時間
	オーシャンキッズルーム (吉野 小百合)【家】	犬目町221-4	624-8326	産休明け～ 2歳	8:15-17:00 (土曜日休み)	開所時間の うち8時間

開所時間内延長保育料…保育短時間認定の児童が開所時間内に延長保育を利用する場合の料金

※最新の施設情報は、必ず各施設へ問い合わせください。

延長保育時間	延長保育可能年齢	延長保育料	開所時間内延長保育料	定員	備考
18：00-19：00	満1歳～	月額6,000円 1回30分300円	1回30分200円	102	
18：30-19：30	満1歳～	月額3,200円 1回15分200円	※	125	※【月額】7：30-8：30 3,200円／16：30-18：30 6,400円【1回15分】200円
18：30-19：00	制限なし	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	85	
18：31-19：30	離乳食完了後の満1歳～	月額3,500円 1回15分200円	1回15分200円	123	
18：00-19：00	満1歳～	※	1回15分200円	131	※【月額】5,200円【1回15分】200円（プラス補食代100円）、アレルギー食対応なし
18：01-19：00	離乳食完了後の満1歳～	※	1回15分200円	109	※【月額60分】3,200円【1回15分】200円（プラス補食代100円）アレルギー食対応なし
18：30-19：00	満1歳～	月額制なし 1回15分300円	1回15分300円	102	
未実施	未実施	未実施	1回10分100円	36	
18：30-19：00	制限なし	月額3,500円 1回15分200円	月額30分700円 1回15分200円	214	
未実施	未実施	未実施	月額30分700円 1回15分200円	41	※1歳クラス修了後は、諏訪保育園の2歳クラスに進級します。
18：16-18：45	1歳クラス～	月額3,500円 1回15分200円	月額3,500円 1回15分200円	98	
18：30-19：30	満1歳～	月額3,500円 1回15分150円	月額30分700円 1回10分100円	80	
18：30-19：00	満1歳～	1回15分200円	1回15分200円	92	
18：30-19：00	制限なし	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	41	
18：30-19：00	満1歳～	月額制なし 1回15分200円	1回15分200円	110	
開所時間内で延長可	満1歳～	未実施	1回30分200円	90	
18：00-19：00	満1歳～	月額3,200円	1回15分250円	139	
未実施	未実施	未実施	1回30分100円	80	
開所時間内で延長可	制限なし	未実施	1回15分250円	4	
未実施（緊急の場合を除く。）	制限なし	1回15分250円	未実施	3	
未実施	未実施	未実施	未実施	12	
未実施	未実施	未実施	1回10分100円	60	
18：30-19：00	制限なし	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	42	
未実施	未実施	未実施	月額制なし 1回15分200円	70	
18：00-19：00	1歳クラス～	月額3,200円 1回300円	1回60分300円	130	
未実施	未実施	未実施	1回15分300円	70	
18：00-18：30	3歳クラス～	※	認定内容による	165	※【1回10分】500円／【月額】6,000円（要面談・申請） ◎減免制度あり
18：30-19：00	満1歳～	月額1,600円	1回15分250円	123	
開所時間内で延長可	制限なし	1回15分250円	1回15分250円	5	
相談に応じる	制限なし	10分150円 17：15から 10分200円	1回10分150円	5	

保育施設一覧

施設情報は、令和8年7月に各施設から提供された令和9年度の内容を掲載しています。最新の情報は園にご確認ください。

産休明け…入園を希望する月の初日に生後56日を経過している児童のこと 延長保育料…開所時間外に延長保育を利用する場合の料金

《施設区分》 記載なし…保育園 【認】…認定こども園 【家】…家庭的保育 【小】…小規模保育 【事】…事業所内保育

地域	園名	所在地	電話	受入年齢	開所時間	保育短時間
加住	光明第七こども園【認】	宮下町354	691-1847	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30
	創価大学つばさ保育所【事】	丹木町1-236	696-3553	産休明け～2歳	8:00-19:00	8:30-16:30
由木	由木保育園	下柚木15-1	676-8409	産休明け	7:00-18:00	9:00-17:00
	なみのり第二保育園	下柚木3-5	679-1515	産休明け	7:00-18:00	8:45-16:45
	敬愛フレンド保育園	上柚木3-7	678-2921	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30
	わらべ里山保育園	堀之内1200	679-1151	産休明け	7:15-18:15	9:00-17:00
	駅前なかよし保育園第2	堀之内3-30-7	674-1154	3歳	7:00-18:00	8:30-16:30
	光明第八こども園【認】	上柚木3-13-2	675-4811	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30
	なみのりこども園【認】	中山858	676-0603	産休明け	7:00-18:00	8:45-16:45
由木東	大塚保育園	鹿島15	676-2526	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30
	大塚保育園分園（大塚子どもふれあい館）	大塚620-7	670-7801	産休明け～2歳※	7:30-18:30	8:30-16:30
	めぐみ第一保育園	松が谷14	676-4603	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30
南大沢	若葉の丘保育園	鍵水2-77	682-3412	産休明け	7:00-18:00	8:45-16:45
	めぐみ第二保育園	鍵水2-79	670-8817	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30
	由木あすなろ保育園	南大沢3-6-1	675-1561	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30
	南大沢こども園【認】	南大沢4-11	675-6228	産休明け	7:00-18:00	9:00-17:00
	京王キッズプラッツ南大沢	南大沢2-27 フレスコ南大沢内	676-3388	産休明け～2歳	7:00-18:00	8:30-16:30
	まつの木保育園	松木6-2	670-8400	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30
	駅前なかよし保育園第1	別所1-9-3	670-1154	産休明け～2歳※	7:00-18:00	8:30-16:30
	このみ保育園	別所1-33-1	676-2159	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30
	まなびの森 保育園堀之内 プチ・クレイシュ	別所2-2-1 クレヴィア 京王堀之内パークナードⅡ 2階	675-1441	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30
	やまと第一保育園	別所2-32	677-5585	産休明け	7:30-18:30	9:00-17:00

開所時間内延長保育料…保育短時間認定の児童が開所時間内に延長保育を利用する場合の料金

※最新の施設情報は、必ず各施設へ問い合わせください。

延長保育時間	延長保育可能年齢	延長保育料	開所時間内延長保育料	定員	備考
18：00-19：00	満1歳～	月額3,200円	1回15分250円	78	
19：00-19：30	制限なし	1回30分300円	1回30分200円	10	
18：00-19：00	1歳クラス～	月額3,500円 1回15分200円	1回15分200円	135	
18：00-19：00	満1歳～	月額4,000円 1回15分250円	1回15分250円	110	
18：00-19：00	満1歳～	月額6,000円 1回30分300円	1回30分200円	130	
18：15-19：30	満1歳～	※1	※2	102	※1【月額】60分4,200円（補食代含む）／75分5,450円（夕食代含む）【1回15分】250円（60分利用時：補食代100円／75分利用時：夕食代300円別途あり） ※2【月額】朝利用時105分7,350円／夜利用時60分4,200円／120分8,400円（補食代含む）／150分10,500円（夕食代含む）【1回15分】250円（夜利用時補食代・夕食代別途あり）
18：00-19：00	制限なし	月額6,000円 1回15分250円	1回15分250円	120	
18：30-19：00	満1歳～	月額1,600円	1回15分250円	122	
18：00-19：00	満1歳～	月額4,000円 1回15分250円	1回15分250円	90	
18：30-19：00	満1歳～	※1	※2	120	※1【月額】3歳クラス未満6,000円／3歳クラス以上3,000円【1回】3歳クラス未満600円／3歳クラス以上300円 ※2【月額】3歳クラス未満6,000円／3歳クラス以上3,000円【1回】3歳クラス未満600円／3歳クラス以上300円
未実施	未実施	未実施	月額6,000円 1回600円	24	※2歳クラス修了後は、大塚保育園の3歳クラスに進級します。
18：00-19：00	満1歳～	月額4,000円 1回10分100円	1回10分100円	102	※園舎改築中です。（令和10年3月完了予定）
18：00-19：00	満1歳～	※	月額15分1,250円 1回15分150円	105	※【月額】30分2,500円／60分5,000円【1回】30分300円／60分600円
18：00-19：00	満1歳～	月額4,000円 1回20分150円	1回20分150円	100	
18：00-19：00	満1歳～	月額3,500円 1回15分200円	1回15分200円	110	
18：00-19：00	満1歳～	※	1回10分100円	107	※【月額】0・1歳児4,000円／2-5歳児3,500円【1回10分】100円
18：00-19：00	1歳クラス～	月額4,000円	1回15分200円	30	
18：30-19：30	満1歳～	月額3,500円 1回10分100円	月額3,500円 1回10分100円	100	
18：00-19：00	6か月～	月額7,000円 1回15分250円	1回15分250円	80	※2歳クラス修了後は、駅前なかよし保育園第2の3歳クラスに進級します。
18：00-19：00	満1歳～	月額4,000円 1回10分100円	1回10分100円	90	
18：00-20：00	制限なし	月額30分2,000円 1回30分500円	1回30分500円	60	
18：30-19：00	1歳クラス～	※	1回10分100円	120	※【1回15分】3歳クラス未満300円／3歳クラス以上250円 【1回30分】3歳クラス未満450円／3歳クラス以上400円 月額制なし

保育施設一覧

施設情報は、令和8年7月に各施設から提供された令和9年度の内容を掲載しています。最新の情報は園にご確認ください。

産休明け…入園を希望する月の初日に生後56日を経過している児童のこと 延長保育料…開所時間外に延長保育を利用する場合の料金

《施設区分》 記載なし…保育園 【認】…認定こども園 【家】…家庭的保育 【小】…小規模保育 【事】…事業所内保育

地域	園名	所在地	電話	受入年齢	開所時間	保育短時間
南大沢	幼保連携型認定こども園せいび【認】	南大沢5-12	675-1551	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30
	せいがの森こども園【認】	別所1-73	670-7167	産休明け	7:00-18:00	9:00-17:00
	おひさまルーム（清水 洋子）【家】	鍵水2-68-10	675-5052	産休明け～2歳	8:30-16:30 （土曜日休み）	
	真理学園幼稚園小規模保育所【小】	別所2-24	675-7865	1歳～2歳	8:00-19:00 （土曜日休み）	8:40-16:40

開所時間内延長保育料…保育短時間認定の児童が開所時間内に延長保育を利用する場合の料金

※最新の施設情報は、必ず各施設へ問い合わせください。

延長保育時間	延長保育可能年齢	延長保育料	開所時間内延長保育料	定員	備考
18:00-19:00	満1歳～	※1	※2	100	※1【月額】3歳未満：30分3,500円・60分5,000円／3歳以上30分2,800円・60分4,000円【1回10分】3歳未満150円／3歳以上100円 ※2【1回10分】3歳未満150円／3歳以上100円
18:00-19:00	離乳食完了後の満1歳～	月額3,000円 1回20分100円	1回10分100円	100	
未実施（緊急の場合を除く。）	制限なし	1回15分250円	1回15分250円	5	
開所時間内で延長可	制限なし	未実施	1回10分100円	18	



令和 9 年度（2027 年度）入園のしおり

令和 8 年（2026 年）10 月発行（第二版）

発 行：八王子市子ども家庭部保育幼稚園課

〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1

電 話：042-620-7369

F a x：042-621-2711

ホームページ：八王子市子育て応援サイト

<https://kosodate.city.hachioji.tokyo.jp/index.html>



掲載情報は、令和 8 年（2026 年）7 月 1 日時点の情報です